

総務委員会

平成30年10月1日（月）

午前10時31分～午後6時05分

議会第1会議室

【出席委員】山下伸二委員長、宮崎 健副委員長、富永明美委員、川原田裕明委員、
重松 徹委員、野中宣明委員、江頭弘美委員、千綿正明委員

【欠席委員】松尾和男委員

【委員外議員】なし

【執行部出席者】畑瀬副市長

- ・総務部 池田総務部長
- ・地域振興部 古賀地域振興部長
- ・教育委員会

ほか、関係職員

【案件】

- ・付託議案について

○山下伸二委員長

それでは、ただいまより総務委員会を開会いたします。

まず、松尾委員より欠席の連絡が入っておりますので、報告しておきます。

それから、ビデオカメラ撮影の申し出があっておりますけれども、許可してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

それでは、撮影を許可いたします。

それでは、第81号議案、第90号議案及び第94号議案の富士小学校跡地に関する現地視察を行ってまいりましたが、これに関して委員間討議を行いたいと思いますので、委員の皆様からの御意見をいただきたいというふうに思います。

○千綿委員

9月補正に関しては別に意見は出尽くしたかなと思うんですが、決算については、やっぱり見て、いろんな部分で確認したいことがあるので、できれば再度、決算委員会を開いていただいて、決算の分について審査をさせていただければなと思いますが。

○山下伸二委員長

今、千綿委員のほうから第90号、これは補正予算、第94号が基金の創設の条例ですけれども、これについては特に異論ないと。ただし、第81号、これは平成29年度の決算ですけれども、これについては改めて審査を行いたいという申し出があっておりますけれども、ほかの委員の皆様のお伺いしたいというふうに思います。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

わかりました。

それでは、出席を求める執行部は総務部、それから地域振興部と畑瀬前総務部長、財産活用課の前課長、担当というところよろしいですか。

○千綿委員

1つあるのが、教育委員会の行政財産になっていた部分があるので、教育委員会にもその経緯もお尋ねしたいので、教育委員会の担当部長、今、総務部長なので、おわかりになればそれでいいです。

○山下伸二委員長

平成26年の用途廃止のときの経過がわかればいいですか。

○千綿委員

そうですね。それから、この間の行政財産、1月に移す前までの経緯を。

○山下伸二委員長

その経緯がわかる執行部でよろしいですかね。

○千綿委員

はい。

○山下伸二委員長

執行部に出席を求める準備がありますので、すぐにはできないと思います。

それから、委員の皆様の中で会派内の調整が必要ということであれば、会派内での調整が必要なところはありますか。

○川原田委員

まだこれを受けてからということ……

○千綿委員

もう一人、財政課は言ったかね。

○山下伸二委員長

財政課は言っていないです。

○千綿委員

基本的な流用の定義とかもちょっとお尋ねしたいので、財政課もお願いしたいんですが。

○山下伸二委員長

わかりました。

○野中宣明委員

委員長のほうから総務部出席ということで大枠は言われているんですけど、総務部で、課でいくと、まず財産活用課、それと財政課。それで、初日の午前中に、たしか答弁で記憶しているんですけど、これは秘書課が主導でやったと言われていますので、秘書課もぜひ呼んでいただきたいということですかね。

○山下伸二委員長

総務部は財政課、財産活用課、秘書課でよろしいですね。

○野中宣明委員

ということですよ。

○山下伸二委員長

地域振興部は地域振興課でよろしいですね。

○野中宣明委員

当時の経緯を聞くとすると、当時の総務部長、そして、当時は地域振興部はなかったの
で、企画調整部の案件でしたので、企画調整部のわかる方……

(発言する者あり)

ですね。流れは流れなんですけど、ただ、当時のきちっとした形でいきますと……

○山下伸二委員長

現在の地域振興部長が当時の企画政策のときのことをきちんと答弁できればいいけれど
も、できなければ当時の担当者も出席を求めたいということですね。

○野中宣明委員

担当までということですよ。

○山下伸二委員長

わかりました。

○千綿委員

あと、富士支所のほうの、要するに地元の要望とかを受けるのは、まず最初に富士支所
で受けると思うので、富士支所の部分まで——基本的に言っていることが信用できないの
で、裏をとらないとだめなんで、富士支所もできれば呼んでいただければ。

○山下伸二委員長

富士支所を今から呼ぶとなると、多分40分、50分——途中から入ってきてもよろしいで
すか。

○千綿委員

結構ですよ。

○山下伸二委員長

よろしいですかね。

そうしましたら、富士支所を除いては30分ぐらいで調整できるかな。

一応11時目途にしましょうか。11時目途にして、富士支所を除いて調整ができてい
るかどうかについては、また皆さんのほうに呼び込みをいたしますので、11時目途で再開さ
せていただきますので、一旦総務委員会を休憩させていただきます。

◎午前10時36分～午前11時01分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまより総務委員会を再開いたします。

本日の現地調査を踏まえまして、第81号議案 平成29年度佐賀市一般会計歳入歳出決算について審査を行いたいと思います。

委員の皆様から発言を求めます。

○千綿委員

済みません、再度、時系列でもう一回確認させていただきたいんですよ。畑瀬当時総務部長がいつ何時に誰と会ったのか、そして、依頼を受けたのか。当然、意思決定の時期、行政財産から普通財産にした時期、その決定機関、詳細にもう一回時系列でお話しいただければと思うんですが。

○畑瀬副市長

会った時間は、今、私は記憶していません。多分12月、サガンドリームスの竹原社長とはサッカーの話で二月に1度ぐらいはお会いしておりましたので、その際にバスケットボールチームを立ち上げると。佐賀市内にホームを置きたいけど、当面練習場がないかなというのはかなり前から言われていましたけど、ただ、いつ立ち上げるかというのまでは決まっていなかったので、お話は聞きおきはしていました。

ただ、4月にはバスケットボールチームを発足したいと。それで、12月ぐらいに練習場がないと、選手も募集し出すし、大変困るという最終的なことを竹原さんから聞きましたけど、それが何月何日の何時だったかというのは記憶しておりません。

○千綿委員

いや、副市長、委員会の中では12月中旬というお話だったんですよね。それでとりあえずいいですか。以前からというのは、どのくらい前からというのは。以前からそういう話はしていましたと言われるのであれば、それはいつごろからの話ですか。

○畑瀬副市長

ちょっといつかというか、話の中でそういうバスケットボールチームを今度つくりたいという話が出ていました。

○千綿委員

そいけん、どのくらい。

○山下伸二委員長

正式に練習場がないので、佐賀市として何らかの方策がないだろうかという相談を受けたのは12月中旬ということよろしいですか。

○畑瀬副市長

はい。

○山下伸二委員長

その前、大体2カ月に1回ぐらいお会いになっていたときに、その2カ月ぐらい前にプロバスケットボールチームを立ち上げたいんだけどという話は雑談の中であったという説明

ですか。

○畑瀬副市長

そうです。

○千綿委員

意思決定、要するに市長と方針的に改修でいくということを決められたのは1月初旬と言われていたと記憶しているんですが、再度確認なんですけど。

○畑瀬副市長

市長と話をしたのは12月です。こういうことでいってもいい——ですから、最終判断したのは、私が現地に行ったのが何日だったかはちょっと記憶していないんですけど、現地に行って、そこで判断を私がしました。

○山下伸二委員長

市長と改修の方向でいきたいと、目内で流用していくという話をされたのは12月ということによろしいですか。

○畑瀬副市長

12月だったと。

○山下伸二委員長

12月のいつごろでしょう。

○畑瀬副市長

それは年末に近い時期です。

○江頭委員

先日、市長と意思決定したのは1月中旬と言ったじゃないですか。意思決定ですよ。今の千綿委員の質問は市長が副市長と——副市長が前に言われたじゃないですか。12月に要請が来たと。教育委員会のほうにも要請が12月に来て、副市長にも12月に来たと。それからばたばたとしながら1月中旬に市長と話して意思決定したと言われたじゃないですか。今、全然違うじゃないですが。12月と言われたのは、12月下旬に正式な要請があったんでしょう。今の質問の中に、ブルーナーズは——正式にですよ。その前は竹原社長といろんな雑談、2カ月に1度の雑談だけど、今さっき正式に来たのは12月中旬でいいんですねと言って、いいと言ったじゃないですか。先日の木曜日には1月中旬に市長と意思決定したと言われたじゃないですか。だから、今……

○千綿委員

済みません、疑義は後でしたいなと思いますので、ちょっと確認をさせていただければ助かるんですが、よかですか。

○山下伸二委員長

どうぞ。

○千綿委員

じゃ、済みません、先ほど言った12月中旬に依頼があって、市長との方向性の決定が12月末でいいですか。

○畑瀬副市長

こういうものを指示を出して、方針決裁というのを事務方が作成します。その前には、下からボトムアップというより、立ち話じゃないけど、正式な会議じゃなく、市長、こういう方針でやっていいですかというのを12月中にとって、下におろしたのが1月5日だったと思います、財産活用課の。ですから、どこで意思決定かと言われると、正確に言うと事務的にはそういう流れになっています。

○千綿委員

それで、行政財産だったですね。行政財産から普通財産に変わったのはいつなんですか。

○畑瀬副市長

1月5日です。

○山下伸二委員長

平成29年のですか。

○畑瀬副市長

いや、同日、平成30年です。

○山下伸二委員長

ごめんなさい、平成30年の……

○畑瀬副市長

1月5日です。

○山下伸二委員長

1月5日に普通財産に変わったということですね。

○畑瀬副市長

はい。

○千綿委員

入札を始められた日というんですか、要するに入札を募集とかかけられますよね。随意契約だったら別なんでしょうけど、その入札を最初に始められたときは何月何日。

○財産活用課副課長兼財産活用係長 予算執行伺と事務方で言うんですけれども、それが1月15日付で行っております。業者のほうへ見積もり依頼が1月22日、2月5日締め切りということで依頼をかけております。2業者に依頼いたしました。

○千綿委員

当然ながら見積もり依頼するときには設計図が要りますよね。設計図はいつごろ作成されているんですか。設計図を作成された日にち。設計図がないと依頼できないでしょう。要は入札の依頼はできないでしょう。

○財産活用課施設営繕係長

設計自体は12月末ごろから始めまして、設計書自体としての完成は1月10日は過ぎていたと思います。

○千綿委員

確認をしたいんですね。12月末に、例えば、当時総務部長からそういった指示があったという理解でいいですか。12月末に指示があって、そして、設計図をつくらなきゃいけないですね。そうしないと、入札にかけられないでしょう。要するに部長から指示があったはずなんですよ、当然ながら。それが何月何日で、その設計図ができ上がったのが何日かというのを聞きたいんです。

○山下伸二委員長

12月末から設計に入られたということなので、その前にいつ総務部長なり、それなりの上のほうから設計書をつくるように依頼があったんですかという質問ですけど、答えられますか。

○財産活用課施設営繕係長

お話を受けたのは12月21日だったと思います。

(「じゃ、設計図ができたのは」と呼ぶ者あり)

1月10日過ぎだったことは記憶しているんですけど。

○千綿委員

それで、今、池田総務部長は教育部長ですよ。当然ながら行政財産を普通財産にするときには、総務部長からの相談が多分あったと思うので、一番最初に相談があったのはいつですか。

○池田総務部長

はっきり覚えていませんが、12月末、もしくは1月の最初です。

○千綿委員

確認ですけど、2月13日が入札というか、業者決定が2月13日でもいいですか。

○財産活用課施設営繕係長

そのとおりです。

○千綿委員

2月13日に決定して、工事の開始時期がいつで、工事完了日がいつか、ちょっと教えてください。

○財産活用課施設営繕係長

工期といたしましては、2月13日から施行の日を3月26日までとしておりました。○山下伸二委員長

実際に工事が完了したのは3月26日ですね。今、予定ではなくて、実際に工事が完了したのはいつかという質問なんですけれども。

○財産活用課施設営繕係長

工事完了は3月26日で、検査を3月29日に行っております。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

(発言する者あり)

(「今、ちょっと確認のために流れをまず聞いてから……それは後で……」と呼ぶ者あり)

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

今、富士小学校跡の体育館が整備をされるに至った経緯を今質問されていますので、前の答弁とそこがある分とか、その質問はちょっとおいておいていただいて、経緯の中で加えて確認したい点があれば。

○千綿委員

地元から要望があったと言われていましたよね。地元の要望がいつあって、どなたから——名前がまずければ言わなくてもいいですけど、どなたかから、富士支所を通してあったのか、それとも直接あったのか、それをちょっとお尋ねしたいんですが。地元からの要望、いつごろ、時期ですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

自治会のある役員の方から依頼は受けました。その方は多分2月の終わりか3月ぐらい、もう工事に入っていたときに、私どもも現場に時々物品確認とか納品とかの分で行っておりましたので、そこで支所のほうに行くときもあったので、そのときにお会いして、自治会とかでも使えるのかということで尋ねられて、そういうお話も支所のほうにもあっているというお話も伺っていましたので、自治会の方の姿が見えたときには呼びとめてお答えしたという経緯はあります。

○山下伸二委員長

それは工事に入ってからのお話ですよ。この前の話では、工事に至った経緯の中に地元からの要請があったということですよ。2月中旬、工事に入る前、もしくは12月中旬以前ですね。今の副市長が話をされて、方針決定された12月末、それ以前に地元からの要望はありますかという質問だと思うんですけども。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そのとき、12月以前の分については所管ではなかったもので、うちのほうに問い合わせ等はあっておりませんでした。

○千綿委員

そしたら、普通財産に移管した後に地元から何か要望があったんですか。

○山下伸二委員長

要は1月に行政財産に変わる前は所管ではなかったもので、財産活用課ではわからないと。

ただ、1月15日以降、それ以降は何か要望が、2月の工事の始まる前にはあっていたんですかという質問だと思いますけれども。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、ちょっと私は覚えておりません。

○野中宣明委員

一番最初の決算の議論をしたときに、プロチームの話は一切出てこなかったんですね、午前中記憶しているのは。地元からの要望ということが急がなければならない一番最大の理由だったんですよ。それがよくわからないとかいうことは、まずあり得ない話なんですね。

だから、教育委員会の財産のときにあっていたのか、または、普通財産になってから一—だから、それ以前にあっていないとおかしな話なんで、これは要望が上がってきた場合は、例えば、書面で何か要望書があったりとか、メモ書きであったりとか、そういったのが公文書としてきちっと残っていないと、例えば、立ち話で言ったからと、じゃ、個人が言ったからなるのかと。ここまで急いで異例のスピードで方針が決定されるのは、まずあり得ないと思うんですね。だから、きちっとした何かがあってスタートしていると思うので、その書類を出してもらっていいですか。

恐らく本庁というより、多分、支所が一番先にそういう要望というのは聞くと思うんですね。だから、支所に出していただいてよろしいですか。本庁、支所含めて。

○山下伸二委員長

財産活用課が1月15日以前のことはわからないということですがけれども、富士支所なり当時の教育委員会なりに正式に地元の自治会なりから要望があっていたかどうか。これがあつたことが明確でないと、木曜日の午前中の説明が担保がとれないんですね。

○富永委員

関連ですけど、木曜日の午前中に、一番最初に聞いていたお話は、企画政策課、地域振興課と地元と話し合いした結果、床がひどく損傷していたので改修工事に入ったということで受けていましたので、多分それがスタートだったのかなと思うんですよね。その辺、もし話した経緯とかがわかるものがあつたら。

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

じゃ、済みません、今の分も。

当時はまだ所管が企画政策部だったんですね。企画政策課のほうからあつたという話なんですけれども、そこら辺の地元から要望があつたという要望書なり当時の自治会等との会合の議事メモとか、そういったものがありますかね。

○古賀地域振興部長

済みません、そのお話は企画政策課と財産活用課で話をしたというのは、企画政策課が

話を地元としていたというのは、跡地の整備計画をどういうふうにするかというのを企画政策課と地元で話をしていたということで、体育館の老朽化について意見をもらったりとか、そこをどうするという話はしていなかったと思います。

○山下伸二委員長

そしたら、企画政策課が昨年12月以前も含めて、地元のほうから体育館の補修をしてほしいという要請はあっていなかったということですか。

○古賀地域振興部長

私はその当時、企画調整部長だったんですけども、そういう要望は企画調整部には入っておりません。

○江頭委員

そしたら、体育館がいろいろ投石とかなんとかあって、消火器をまかれているのを把握したのはいつなんですか。誰が、どの課がそれを把握したのか。

○古賀地域振興部長

私が聞いたのは、財産活用課がこの工事に入られるときに、そういう投石というか、特に、消火器がまかれていたとか、そういう話を伺いました。この件が、この体育館を改修するというお話が出てきたときに聞きました。

○千綿委員

そしたら、通常、方針決定がされて、実際、企画調整部所管で今まで動いてきているじゃないですか。財産的には行政財産なんだけど、一体的な後々の活用をこうしますよというのを地元でずっと練ってきたじゃないですか。基本構想があって、パブコメもやられて、ずっとやられていましたよね。そしたら、当然、企画調整部と、さっき言った普通財産を所管する総務部と、そして、教育委員会の行政財産の絡みがあるので、そこら辺、合同で会議というのはあっていないんですか。当然ながら企画調整部がそういった形で動いたら、企画調整部主導で本来やらなきゃいけないことじゃないですか。その途中で総務部の普通財産に所管を移すということに関していえば、いやいや、ちょっと待ってくださいよと、地元でこういった形で全体的な構想を説明している最中だからという話が当然部長同士でもなければおかしいわけですよ。

このことについて、その関連部署の部長たちの会議というのはあっていないんですか。当然、企画調整部も関係あるわけですね。体育館だけやりますよと言われても、いや、ちょっと待ってください、全体構想がありますからと言わなきゃおかしいわけですよ。その会議があったのかどうか。市長を交えても交えなくてもいいので、部長同士で関係部署が集まって、こういった方向でいきますと、体育館だけ先にやりますと総務部長から提案があって、企画調整部は、いや、ちょっと待ってください、全体構想を今練っていますからという話で普通はなるんじゃないかなと想定するんですが、部長同士の話し合い等はあっているんですか、この時系列で。

○畑瀬副市長

当然、基本構想を作成されていたのは私は存じ上げていますので、企画調整部長に確認はしております。それで、今回、体育館を改修することが将来の構想の妨げにならないことを確認して、指示を出しました。

(「それはいつ」と呼ぶ者あり)

12月です。多分ぎりぎりです。私が判断する前に確認はしております。

○山下伸二委員長

市長に方向性の報告をしたころというふうに判断してよろしいですか。

○畑瀬副市長

同じです。

○千綿委員

今、ちょっと古賀部長がいらっしゃるので、というのも、例えば、そういう話が来たときに、地元はずっと話し合いに行かれて主導していかれた担当部長として、ちょっと待ってくださいよという話にはならないんですか。12月末にそういう相談はあった。はい、いいという話なんですか。相談があらわれて、ちょっと古賀部長に聞きたいんですが。

○古賀地域振興部長

12月末に畑瀬部長から話を伺って、スケジュールがありますので、そのスケジュールを説明して、当然、体育館を使わない時期というのがあります。その時期で、なおかつうちの事業とか、そういったものに——工事に入るまでかどうかはわかりませんが、支障を与えなければいいですよという話はしました。

○野中宣明委員

済みません、正確に教えてください。基本構想はたしかプロポーザルをやるということで、業者選定をされて策定中だった期間ですよ、今言われているのは。その辺、正確に教えてください。それでよろしいんですね。

○山下伸二委員長

基本構想の策定途中だったんですかということです。

○古賀地域振興部長

基本構想の策定が平成29年度ですので、実際には末にでき上がっていますので、おっしゃるとおり、策定中にそういうお話をいただいたということです。

○野中宣明委員

先ほど富永委員もおっしゃられたんですけど、私が言ったのと富永委員が言ったのが最大の急がなければならなかった理由ということで、初日の午前中、答弁であったと記憶しています。プロチームに関しては午前中は全く出てきませんでした。

まず、私は資料を請求したいというのが1点と、それと、やはり本当にいつ被害があったのを把握したのか、どこが把握されていたのか。そして、これは千綿委員も先日から言

われていますように、やっぱり被害届を出さなければいけない。現在の課長の答弁では、そういう市有施設を器物破損された場合には被害届を出すルールはあると。マニュアルもちゃんとあると。だから、このマニュアルを一度出してもらっていいですか。そして、そこから辺の状況をもう少し確認しないと、急がなければならなかった理由というのが全然合わなくなってくるので、少し事実関係を整理させていただきたいというふうに思っているところでもあります。まずその点。

○山下伸二委員長

今、野中宣明委員のほうから1つ、被害状況をいつどこが把握されたのか。今の説明では、財産活用課は1月中旬、工事に入るときに当時の企画調整部も判断したということでした。しかし、12月ぐらいから破損がひどいということもあったので、その方向性が決められたという説明でしたよね。ですから、それまで所管していた教育委員会、もしくは富士支所なりがそういった被害状況を把握していたのか。総務部と企画調整部以外ですね。富士支所、もしくは教育委員会。もし把握されていたとすれば、いつごろ把握されたのか、まずそれについて示していただきたいということと、被害届を出すルールがあるというよりも、被害届を出すのは普通のことだという話がありました。そういったものが佐賀市の執行上の、例えば、マニュアルとか、そういったことに明記されているかどうか。その2つを今説明を求められていますけれども、今ここでできますか。

○樋渡財産活用課長

マニュアルに明記されているかどうかというのは、ちょっと自分では記憶ございませんので、調べさせていただきます。

○山下伸二委員長

説明では、そのマニュアルがどうかじゃなくて、被害があれば被害届を出すのは行政のやり方としては当然ですということだったので、そのことがマニュアルに書いてあるかどうかは今定かではないということですので、ちょっとこれは調べていただいてよろしいですか。

それともう一つ、総務部と企画調整部以外で、平成26年4月には用途廃止されているわけですから、それ以降、平成30年1月まで、行政財産の間どこかの部署がそういった被害について把握されていたのかどうか、その点についてわかりますか。

富士支所はまだ来られていませんか。

今の説明では、1月中旬ごろにそういった被害を把握したという財産活用課と当時の企画政策課の説明なんです。ただ、それ以前からそういったことがあって地元から改修の要望も出ていたので、12月中旬以降、方針決定しましたという説明をずっとなされてきたわけですね。ですから、それ以前に体育館に投石があったり消火器がまかれたということなどをどこかの部署が把握していなければおかしいということなんですけれども、今の質問は、いや、だから、あれでしょう、財産活用課は1月15日に普通財産に移った後しかわからな

いということでしょう。

(「そうです」と呼ぶ者あり)

だから、それ以前にどこかの部署が把握していないとおかしいでしょうという話なんですけれども。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

財産活用課は、1月初旬に方針決裁をとっていますけれども、12月下旬に現場を見に来ますので、そのときは消火器等がまかされている現状を確認はしております。

○山下伸二委員長

ただ、方針決定されたのが12月15日ですよ。中旬ごろでしたよね。だから、それ以前にも投石があったりまかかれていて、これじゃだめだということはある程度どこかの部署が把握していなければ、12月下旬にそういったことを把握して工事に入るといことはおかしいんじゃないですかという質問だと思うんですけども。そのことをどこかほかの部署が把握されていなかったか。教育委員会はそういったことを把握されていなかったか。

○百崎教育部長

済みません、教育委員会ですが、校舎はたびたびいろいろ被害があっていたということ把握していて、途中、警察に来てもらったりということもあっていたそうですが、今回の体育館の部分というのは今資料を手元に持っておりませんので、最近のことはちょっとわからないんですが、戻って調べさせていただいてもよろしいでしょうか。

○山下伸二委員長

それでは、いつの段階で体育館の窓ガラスの破損とか消火器がまかれたかというのが、今のところ財産活用課は12月下旬ぐらいには話があって方針は決定するのでわかったということ、それから、企画調整部のほうは1月中旬ごろとおっしゃいましたよね。ただ、こちらのほうとしては、ずっと説明を受けてきたのは、方針決定する以前から地元からの活用の要望、それから、破損等があったので、これは今しないと大変ですよということも理由だったというふうにおっしゃっていました。ですから、それ以前に本来は体育館の破損を把握されていなければ、ちょっと理由が今ごちゃごちゃになっていますので、それでは、教育委員会のほうも含めていつの時点で把握されたのか。

それからもう一点、地元からの要望です。例えば、企画調整部は当時、地元の皆さんと色々なグループワークをしながら方針をつくってこられましたよね。そういったときでも結構ですから、そういったとき、それから、自治会長会なりなんりのときに体育館をぜひ使いたいという要望があったのかどうか。要望書があれば要望書、自治会の役員会等で市の担当者が聞かれているのであれば、そのときの議事メモがあれば議事メモ、日にち等の資料を出していただきたいと思っておりますけれども、よろしいですか。

○千綿委員

済みません、日程的にもう一点。

財政課にちょっとお尋ねします。

通常、予算執行するときに、今回は当初予算には載っていない事業ですよ。流用されたという説明がありました。通常、起案するときに、その財産、予算も多分財政課のほうに相談に行かれると思うんですね。相談に来られたのがいつで、誰が来られたのか。当然、財産活用課の課長なのかなとちょっと思ったりもするんですが、誰が相談に行って、2,800万円という金額の流用についてどう思われたのかと。日にちと、誰が来て、どう思われたのかという3つをちょっとお尋ねしたいんですか。

○山下伸二委員長

今お答えいただけますか。流用の相談について財政課のほうにいつ誰が来られたか。

○大久保財政課長

正確な日付というのはもう一度確認しないと、誰がいつというのはちょっと手元にございませんで、確認させていただきたいと思います。

○山下伸二委員長

誰が来たかも御存じないですか。覚えていませんか。

○大久保財政課長

まず最初に、担当がまず話を受けて、それから上に上がってきますので、私が直接聞いたのは恐らく担当からだと思うんですが、それを財産活用課の誰かと言われると、ちょっとそこは確認させていただきたいというふうに思います。

○山下伸二委員長

それでは、課長が係から要望されて、いつその流用を決めたのかという日にちを出していただいていいですか。

それと、目内とはいえ、2,800万円の流用というのをそのときどういうふう感じたかというのは、今、答弁できますか。

○大久保財政課長

まず、流用の制度的なお話から入りますけれども、基本的に歳出予算については予算に計上した範囲内でやっていくと。それどおりにやっていくのが原則だと考えています。

ただ、当初予算に計上した後、どうしてもいろんな事情が発生してくるというのはやむを得ないことでありますし、それは基本的な対応方法としては補正予算に計上するというのが基本的であります。ただ、どうしても議会を開くいとまがない場合ですとか軽微な案件となりますと、やはり流用、あるいは予備費の充用、こういったことのほうが行政執行上はやはり効率的な運用ということで認められております。自治法上、禁止されているのは、款項目の区分がある款と項ですね、これは基本的にできないと。ただ、目、それ以下の部分については流用というのは認められておりますし、必ずしもこの案件だったらいいかだめとかというのはなくて、いわゆる首長のほうにその辺の判断は委ねられているというようなところですよ。

ただ、基本的には必要最小限な分にとどめておくというのは……

○千綿委員

先ほどの答弁の中で、課長がいう軽微というのは金額的にどのくらいのことを思われているのか。ちょっと済みません、今、軽微と言われましたね。2,800万円の改修予算が軽微な予算ということで私は聞こえたんですが、答弁の中で、軽微だからいいですよ。もちろん私たちも地方自治法の会計処理の中で、目間の流用はわかります。だから、それをだめと言っているのではないんですよ。ただ、やっぱり言われているように、財政法上、最小限にとどめるというのが当たり前やないですか。2,800万円が軽微と今言われましたけれども、課長が言う軽微というのは、どのくらいまで軽微と言われるんですか。5,000万円とか1億円ですか。

○大久保財政課長

先ほどあくまでも制度上の話ということでお断りさせていただいて軽微という言葉を使わせていただきましたが、この2,800万円に関していうと、やはり金額的には大きいというのが感覚としてはあったんですが、どうしてもそれは補正予算に計上するいとまがないと、これはやむを得ないという判断で流用の処理をしております。

○千綿委員

済みません、そこの判断なんです、それは課長判断という捉え方でいいですか。課長が財政課として流用して大丈夫ですよという決断をしたということでいいですか。

○大久保財政課長

流用につきましては、事務決裁の規定で権限がそれぞれ金額に応じておろされております。50万円未満については各所管部長、50万円を超えて100万円までが財政課長、そして、100万円から300万円までが総務部の副部长、そして、300万円を超える場合は総務部長ということですので、最終的には総務部長の決裁をいただいたということでございます。

○山下伸二委員長

そしたら、今、課長がそのことを起案しなければいけないですよ。課長が2,800万円を流用するということを担当から聞いたわけですね。それを聞いて、流用を課長としてもよしとした時期と、それを最終的に総務部長が——500万円以上ですから、総務部長が決裁しなければいけないですよ、今の話からいくと。総務部長が決裁された時期、この時期も出してもらっていいですか。

○江頭委員

いや、僕は前からちょっと——木曜日に所管、行政財産から普通財産、要するに総務部に移ったのは、木曜日は僕のメモでは1月下旬なんですよ。きょう1月5日と言われたんですよ。そういうときはきちっとした、所管の移しかえのときにはあれがある——書類を見られてやったんですかね。きょう1月5日と言われたのは、この間は1月下旬ですよ。ここで違うから、これは書類もあるわけですよ。

○山下伸二委員長

もう一度確認です。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、先日は下旬と申し上げておりましたけれども、書類を確認したときに1月5日ということで確認しました。申しわけございませんでした。

○山下伸二委員長

1月5日が正解だそうです。

○千綿委員

今、江頭委員も言われたように、言うことが二転三転しているわけですよ。はっきり言って余り信用ができないので、できれば提出できる書類、今まで言った書類の中で、いつ誰が何をしたという部分の提出を今求められていますよね。そのときにちゃんとその証拠となる書類もできれば添付してほしい、できる限り。そうしないと、言っていることが二転三転するので、正直これでは審議できないですよ。あなた方は言っていることが変わってくるじゃないですか。それで、これをお願いしますと言われても、できるはずがない。

だから、それを裏づける証拠書類をつけてくれないと私たちは判断のしようがありません。いいですか、できる限りそれを裏づける証拠の書類。例えば、メモ書きでも結構なんので、そこを出していただかないと審査できないです。いいですか。

○山下伸二委員長

今、千綿委員のほうから発言がありました。どこまで出せるかは別として、私もずっと話を聞いていて、1月中旬とか下旬とか初旬とか微妙に変わってくるんですね。だから、日にちをちゃんと出せる分については出していただいて、これは時系列に一覧表にできますか。例えば、12月中旬なら中旬で、中旬ごろ正式にこういった使いたいという要望があった、それで、何月何日ごろ、そういうことを総務部長と市長と話をしたと。先ほど説明いただいた分ですね。それから、12月下旬ぐらいに方向性を確定して、1月5日に行政財産から普通財産にしたと。設計を12月末というのがいつからかですね。1月10日までして、12月22日から2月5日まで公募、募集をかけて、工事が始まって工事が終わる、ここら辺のところを一覧表で出していただけませんか。私たちもずっとメモをとっているんですけども、そのときそのときで変わるものですから、それがないと時系列がわかりません。

その中に、先ほどあった地元からの要望が具体的にどういう形であっているのかわかれば、その分も時系列の中に入れてください。被害の状況を把握されたのも、いつごろどこの部署が被害を把握されたのかということも入れてください。それから、財政課のほうでそういった相談があった日付と最終的に総務部長が決裁された日というのがわかると思いますので、それも入れていただいて、それを出していただいて改めて審査をやり直したいと思いますけれども、それについて何かありませんか。

○江頭委員

1点いいですか。休憩に入りそうですので、確認だけ。

例えば、今の体育館を使用する、要するに申請するところの窓口はどこなんですか、そこを確実に。

○山下伸二委員長

現在、体育館を使用するに当たって。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

財産活用課と富士支所の総務・地域振興グループの2つの窓口で受け付けしております。

○野中宣明委員

それはホームページで周知されているんですか。

○山下伸二委員長

周知方法をどうぞ。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

ホームページには周知はしておりません。

○野中宣明委員

なぜですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

今後、地域振興部のほうで業者が入って使われていく現状が見える中で、ちょっとスケジュール等がどんどん埋まっていくということも懸念しまして、そこまでの周知はいたしておりませんでした。

○山下伸二委員長

ちょっとごめんなさい、説明がよくわからなかったです。

地域振興部が使っていく中で、何で。だって、地域の皆さんにも使っていただくということで改修されたわけでしょう。地域の方とかが使われると、今使っているのが精いっぱいなので、工事等に支障があるので、それは周知せずに、現在使っているところだけに使ってもらおうという意味でいいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

地元には使っていただきたいということで、自治会長会等には御説明したところで、そこまで広報はそれ以上は広げなかったということでもあります。

○野中宣明委員

そうなってくると、その必要性の要因というか、地元に使っていただきたいという要望が上がったから改修したと、そもそものスタートがここからだったんですよ。それと、老朽化と器物破損、この2つ。それをしないと、事業を新しくしたときに余分なお金がかかるのを防ぐためというか、抑えるためということで、この2つだけだったんですよ。その後、プロチームが入ってきたんです。周知をしたい、でも、周知実績はない。ゼロですね。地元はないということで、先日、そういう話だったので。そして、周知もやっていないと

ということなので、もう本当にずっとつじつまが合わなくなってくるので、そこら辺、少しよくわかりません。

○千綿委員

だから、自治会長会に何月何日に行かれて、誰と誰が説明されて、どういう人が参加したのかというまで資料として出してください。

○山下伸二委員長

地元の要望、地元の説明に対する日付ですね。それについても、内容についても、先ほどお願いした時系列の説明資料の中に入れていただきたいというふうに思います。

○野中宣明委員

そうなってくると、地元から要望が上がって改修するという市の方針に至ったということなので、じゃ、議会には一切説明はあっていません。現地調査が先ほどあったときには地元には説明したと言われたので、じゃ、地元について説明して、いわゆる会議メモであったり、その辺のきちとしたものも示していただきたいと思います。

○山下伸二委員長

地元とのやりとりについては、そういった要望が上がってきた会合、それから、佐賀市のほうから改修しますという報告をしたという話でしたので、自治会等なりに報告した日付もこの資料の中に入れていただきたいと思います。

○野中宣明委員

何回もつけ加えて済みません。市の誰が行ったかも書いてください。所管の誰が、どなたがどなたにどういった会合に、そこら辺を詳細に書いていただかないと、ちょっとわからない。書いていただかないというか、多分、記録に残さないと、これは公文書ですから、そこが大きな要因だと思いますので、よろしくお願いします。

○千綿委員

総務部長にお伺いします。

今まで議会の予算が通っていない中で早目に事業遂行したときにも問題になったじゃないですか。そのときに、今までですよ、今まで通常の事業においては、議会に話をして、そして、議案が通ったときに、予算が通って初めて、地元の説明等に行かっていたですよ。今回は違うわけですよ。議会は何も一言も相談を受けていないんですよ。相談というか、そういう報告もあっていない中で、今回だけ地元が先なんですよ。地元が先というか、議会に何の報告もあっていない中で地元の説明に行かれているわけですね。

これはこの間、当初予算の前倒しの事業を印刷されていた部分があったじゃないですか。2年前ですか。あのときも議会で問題になったですよ。要は議決がまだされていないにもかかわらず、印刷をされていたと。それが問題になったじゃないですか。それは普通でいくと、通常は予算が通って初めて、議決を経て初めて、地元にごうごうごうですよという説明に行かれるんじゃないんですか。ちょっと確認です。

○池田総務部長

通常というか、当たり前ですけれども、予算議決があって、当然、事業を進めていくというのが大原則です。

○山下伸二委員長

その辺も含めて、時系列でもう少し文書での整理をしていただいたほうが皆さんの議論がかみ合うと思いますので、一旦ここで休憩して資料をつくっていただきたいと思います。

どれくらいかかりますか。1時間半ぐらいでできますか。1時間ぐらいでできますか。――無理やろうね。13時半目途ぐらいにしますか。

○野中宣明委員

富士支所をお呼びしていたんですけども、来られていますか。

○山下伸二委員長

ああ、そうか。富士支所は来られていますか。

(「まだ来ていません」と呼ぶ者あり)

そしたら、富士支所が来られても待ってもらうことになりますけれども。

○野中宣明委員

本当は富士支所が一番地元に近い部署なんで、富士支所の話をもっと聞いた上で進めたほうが一番よかったんですけど、まだ来られていないですね。

○山下伸二委員長

ですから、先ほど話をしたように、いつどこがどういうふうに破損の把握をされたのか、地元からの要望をどういう形で受けられたのかについては、もしかしたら富士支所のほうも把握されているかもしれませんが、今お越しになっていただいているということなので、その富士支所の絡んでいる経緯についても文書として出せる分には、この間をつくっていただきたいと思います。

とりあえず1時間半ぐらいでいいですか。13時半再開ぐらいでいいですか。もしまだ時間がかかれば、また皆さんにはお知らせしますので。

○池田総務部長

とりあえず時系列の分の資料、それから、決裁等の証拠書類、そろえられる分をそろえてみたいと思います。

○川原田委員

済みません、今からせつかく書類を作成していただくわけですけれども、ずっと今までこの間のやりとりがあったんですけど、地元からの要望とかなんとか、何人かの立ち話は私たちは要望と思いませんので、よろしいですか。どうも話を聞いていると、何人かとお話しして地元から要望があったとか、そういうのは私は要望ではないというふうに思いますので、それは載せられても結構ですけれども、こういうことですよという注釈つきの説明をぜひお願いしたい。

この間、いろんな議論をやりながら、私もある程度町内の関係者の方と連絡とつても、いや、そういう話は一切知らない。えっ、あなたたちが知らないというのもおかしいねということになっているわけですから、簡単に地元から要請がありましたとか協議しましたとか言ったら、これは責任とらなければいけないですよ。本当にお願ひしますよ。こう言ったじゃないかと、私たちはそんなぎゅうぎゅうやりたくないんだけど、やらざるを得なくなってくるんですよ、この一連の発言を聞いていますと。

もう一点だけ、教育委員会にお伺ひしますけれども、警察を呼んだと言われましたよね。そういう話、この……

○山下伸二委員長

警察に相談していたという話は……

○川原田委員

相談したですか。呼んでいないんですか。

○百崎教育部長

済みません、先ほど答弁したのは、この体育館のことではなくて、以前にも校舎でいろいろあった分については、そういうことがありましたということで、今回のことはちょっと資料がないので、戻って調べさせていただきますという発言をさせていただきました。

○川原田委員

いや、それはわかりましたけど、一連の総務委員会の流れの中で、校舎に投石とか消火器をまき散らすとか、そういうことがあって、被害届を提出していましたかという発言に一切警察にやっていないということでしたので、教育委員会はちょっと私が聞き間違いしたかもわかりませんが、警察に届けたというふうに私が今さっさとメモしたんですけれども、だから、そういうことであると、いつも私が申し上げますように、所管の連携なんかは何もないんだなと。ここはうちは関係ないからと、そういうことでやられているのかなというふうに疑わざるを得なくなってくるわけですよ。

○百崎教育部長

済みません、発言の趣旨がうまく伝わらなくて大変申しわけなく思っておりますが、過去に校舎でいろいろ問題があったということについては、警察が来ていただいたということもありましたけれども、今回のことは資料がここがないので、戻ってから調べさせていただきますという答弁でございました。

○千綿委員

済みません、資料の中にもう一つお願ひしたいのは、設計図書、要は入札をされていると——済みません、入札なのか、どういう入札の形態なのかはわかりませんが、入札されたときの図面まで添付していただけますか。

先ほど12月下旬に聞いて指示されて、1月上旬ぐらいにその設計図書ができているということなので、よかったらその設計図書までお願ひします。

○山下伸二委員長

入札は時系列の中に入れていただきますので、入札の方法、それから、2業者ということでしたけれども、そこら辺のところについても補足をつけていただきたいと思います。

それから、川原田委員からありましたように、今は正式に地元等から話があった分について日付をつけて、どこの部署が窓口になってやったのかということを資料として求めますので、立ち話だったとか、そういうことは入れられるとまたわからなくなりますので、それは入れないでください。それは入れなくて結構です。

よろしいですか。

それでは、それからまた10分たちましたけれども、一応13時30分再開予定で、もし資料作成に時間がかかるようであれば委員の皆様にはまたお知らせいたしますので、一旦13時30分まで休憩いたします。

◎午前11時53分～午後1時32分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまより総務委員会を再開いたします。

まず、委員の皆様にお諮りいたします。

本来、9月27日に行うべきであった総務委員研究会を本日の委員会終了後というふうにしておりましたが、きょうは委員会終了後、全員協議会、そして、代表者会議がございまず。したがって、委員研究会を開く時間的な余裕がございませんので、本日、サイドボックスの総務委員研究会のほうに6項目の資料を7部入れております。皆さんのほうでこちらの中身をお目通しいただいて、これについては執行部からの説明を受けたほうがいいという項目があれば、あしたの夕方5時までに委員長、もしくは副委員長のほうに申し出をしていただいでよろしいでしょうか。申し出があった分について、執行部と時間を調整させていただいて、改めて委員研究会を開くという方向でいきたいと思いますが、いかがでしょうか。よろしいですか。

ずっとこの前の27日から説明のために執行部に待っていただいでいますけれども、非常に時間的に余裕がないものですから、そういった形で今回の委員研究会は取り扱いたいと思いますので、よろしく願いいたします。

それと、今お手元のほうに、午前中、資料請求があった分について資料をつくっていただいでいます。時間的な余裕でサイドボックスのほうに上げられていませんので、申しわけございませんけれども、委員の皆様、そして、傍聴の皆様は紙のほうで御確認いただきたいと思います。

それでは、ただいま提出いただきました……

(発言する者あり)

もう一つ。この説明を先にすることはできませんか。その資料が来てからがいいですか。

(発言する者あり)

傍聴のほうにも差し上げますけれども、委員のほうを先にお願ひします。

〔資料配付〕

これで資料は全部ですか。

○畑瀬副市長

資料は後ほど追加——時系列で出せる資料が残っている分は全部用意していますので。

○山下伸二委員長

出していただいていますね。じゃ、とりあえずこれで時系列について説明いただくことはできますか。

○畑瀬副市長

はい。まず、おわびしたいと思います。

済みません、今お配りしましたのは、旧富士小体育館緊急改良工事の方針決定及び見積もり徴取業者の選定についてということで、これは市長までの決裁を1月5日スタートで、1月5日付でとっております。

先ほどから委員の皆様方から疑義と私どもの説明に矛盾があるんじゃないかと。27日の午前中に池田総務部長がこの委員会に呼ばれて説明した際は、この決裁文書を出させて、ここに書いてあります理由ですね、起案内容——済みません、これは3ページと4ページが逆になっております。済みません、ちょっと慌ててつくっております、起案内容というのを見ながら池田部長が説明しております。この起案内容の中には、社会人のバスケットボールチームのことが全然出ておりませんでしたので、池田総務部長はその際、この決裁内容を見て、この委員会に説明しております。

それで、いろいろ委員会の皆様から御指摘を受けましたので、午後から私が出てまいりまして、今回のこの工事の動機は、12月に佐賀ブルーナーズの運営主体であるサガススポーツクラブからバスケットボールの練習のための体育館が佐賀市内にないかと依頼があったことから始まっていると。ただ、この決裁の中にありますように、旧富士小体育館を実際見たところ、かなり老朽化が激しかったと。いろんなものが散乱して、非常に老朽化が激しくかったと、傷みが激しかったということは後ほど時系列的に説明させていただきます。動機はブルーナーズを誘致したい。ただ、工事の理由としては老朽化が激しいので工事をするという理由で決裁を回しています。

それと、これ以上損傷が進行すれば将来的に床を張りかえる必要が生じ、工事費用の増大が見込まれるため、本市の財政上、不利益をこうむることがあるので急いで工事をしたと、こういうことを書いておりまして、先ほどからの質疑の中で、地元からの要望があったので工事をしたということはあっておりません。ですから、口頭で聞いた者はいるんですけど、要望書等は残っておりません。

ですから、理由としましては、この決裁の起案内容の理由と、この決裁の中身に載っていないバスケットボールチームの練習場確保のために工事させていただいたということで

ございますので、そこはこれまで非常に皆様方からいろいろ御意見いただいた中では、そこをきちっとまず最初におかないと、この時系列的なものを説明しても、つじつまというより、その動機が見えないんじゃないかということで、まず最初に、おわびさせていただきます。

それで、今、資料を用意しておりますのは、こちらの時系列で書いています一枚物でございます。

○野中宣明委員

済みません、確認ですけど、起案内容、この起案文というのは今つくられたんですか、それとも、もともと提出した書類ということでよろしいんですか。この1時間半でこれをつくられたんですか、それとも、もともとあった分ですか。

○畑瀬副市長

ですから、それはもともとあった分を、27日午前中に池田部長が委員会に呼び出されたときにあったものをコピーして池田部長は手元に持っておりまして、その起案をもとに説明していますので、その中にはバスケットボールチームは入っておりませんでしたので、非常にわかりにくい説明になっているということはずもっておわびしたいと思っております。

○川原田委員

もう一点いいですか。今、副市長の説明の中で、地元からの要望等は一切あっていないということですがけれども、盛んにこの委員会の中では地元からの要望という言葉が出てまいりましたけれども、それはなかったと、間違いということで——間違いというよりも、何といいますかね、虚偽と言ったらあんまりだけれども、しっかり確認していなくてそういう発言をしたということですか。

○畑瀬副市長

いいえ、この工事を始める前にはあっておりません。工事を始めた以降、地元の自治会の役員の方から体育館を整備するんだったら使わせてほしいという要望があっておりまして、財産活用課の者が地元からの要望というのはそういうことを含めて言うております。ですから、それは非常に混乱を招く言い方だったんじゃないかと、それもおわび申し上げます。

ですから、工事を始める中身については地元要望はあっておりません。

○川原田委員

それは地元要望といいますと、例えば、町内でいけば自治会とか、そういうスポーツの関係のグループとか、そういうところから要望があっているということですか。

○畑瀬副市長

工事を始めた後にあっております。

○山下伸二委員長

ちょっと待ってください。その辺の工事が始まった後とかというの、この時系列のところを一回説明を受けてからのほうがいいと思いますので——ああ、その前に。

○野中宣明委員

書類の件で確認なんですけど、いわゆる器物破損についての資料は出ていないんですけど、これは何ですか。ルールとかあるといったことであつたんですけども、とにかく資料を全部出してください。

○樋渡財産活用課長

今、手元には持っておりますけれども、口頭でよければ説明したいんですが、資料ということであれば資料を提出いたします。

○山下伸二委員長

資料提出の要望があつておりましたので、今から時系列に説明を受けますので、その間に資料を用意してもらっていいですか。

○樋渡財産活用課長

わかりました。

○山下伸二委員長

すぐに準備してください。

○千綿委員

資料のことに限って質問させていただきますが、この起案内容、起案されたのが課長になっていると——これは課長かな。

(「副課長です」と呼ぶ者あり)

先ほど副市長が言われた、この中にはバスケットボールチームが全然出てこないということが、何で出てこないんですかというのが素朴な疑問なんですよね。いや、もう素朴な疑問です。

なおかつ言ったように、企画調整部で計画がずっとされていたわけですね。そのままいけば過疎債が利用できるという部分とかは一切出てこないですもんね。実際、起案内容はそういうところは触れなくてもいいんですか。

やっぱり後々、財政課からすれば、例えば、過疎債が使えるのに何でですかというチェックはないんですか。そもそも論です。この起案文を見て正直思うのは、バスケットボールチームは入れていなかったですもんねで済む問題なんですか。起案するときはその理由があつて、ちゃんとこういう理由でやりますよ、例えば、過疎債を本来充当する予定だったのが、それをしなくてもこれだけのメリットがありますよと、そういうのは書かなくていいんですか。ちょっと素朴な疑問。

○畑瀬副市長

本来、事業を進める際には財源というのはとても大事なものでございますので、書くべきものでございます。

ただ、今回は急ぐということがございましたので、流用で行っていますので、それについての財源は、特に何を使うとかというより、そういう財源の記載はないです。

○千綿委員

済みません、ちょっと確認ですけど、急ぐときは書かなくてもいいというように聞こえたんですが——いやいや、急いでいたからとかいう問題じゃなくて、起案書自体の——済みません、僕は行政マンじゃないので、わからないんですよ。だから、通常はこういうことで、要するに決裁をお願いしたいということであれば、ちゃんと理由が載っておかなければわからないじゃないですか。例えば、財政課にもかかわる問題も出てくるので、財政課は本来使える過疎債を使えないということになってくると、財政課からすれば、いや、それは絶対とる方向でいってくれんですかという意見もあるでしょう。例えば、バスケットボールチームの育成ということであれば、スポーツ振興課とかもあるわけですね。誰が見たって、課長が見てわかるようにしておかないと、自分のところの意見を言えないじゃないですか。起案文書に自分の課にかかわる分が載っていなければ、うちは関係なかけんよかですよとしかならんでしょう。

だから、そもそも論です。済みません、起案文書の中に、いやいや、急いでいたから落ちていましたという話は理由にはならんと思います。だって、これだけの決裁者が、承認者がいるわけですね。多分この承認者の人たちは自分の課にかかわりがひよっとしたらあるかもしれんといってみるんじゃないんですか。いやいや、だから、そこを見て、載っていないから関係ないということで承認されている承認者の方もいるんじゃないですか。どうなんですか。

○畑瀬副市長

ここは財政課も通っておりますので、財源については財政課のチェックが本来入るべきところですけど、これがもともと総務部長の指示で始まった事業でございますので、それは上位の者が指示したもので、十分なチェックがしにくかったんじゃないかということは考えています。

○千綿委員

済みません、僕は起案文書のことお聞きしているんですね。今回の件とまた別。一般論の中で、例えば、こういう起案内容の中にいろんな内容が入ってなくて、承認者は判断できないでしょう。例えば、仮に総務部所管外のところがだったとします。今はスポーツ振興課は地域振興部ですね。地域振興部が、プロバスケットチームの育成といったらスポーツ振興にもかかわってくるので、当然、ああ、うちに関係あるとなるじゃないですか。それが、いや、急いでいたから書いていないですもんねという話にはならんでしょうということです。起案文書に必要なことを書かないと、承認者は何を見てチェックするんですか。もう一回電子決裁を回して、一個一個説明に行くんですか。

○畑瀬副市長

必要なことは書かれています。ただ、バスケットボールチームのことが書かれていなかったと、あと、財源のことが書かれていなかったということです。

○千綿委員

いやいや、だから、プロバスケットボールチームの育成のことは書かれていないということは何ですかということです。だから、言っているじゃないですか。今、副市長が言われたのは、いやいや、急いでいたから書いていないですもんねというふうにしかな聞こえないと。

急いでいたから書かなくていいではないでしょうか。でしょう。そうしないと、それにかかわる部分というのは——いや、そうじゃないんですか。行政のシステムはちょっとわからないんですけど、私が仮にその課の職員だとします。そうしたとき起案内容が回ってきて課長が承認したとって、よかよねと課内に回すかどうかは別として、普通であれば、それがあつたのとないのでは大きく変わってきますよね。例えば、スポーツ振興の部分だとか、教育委員会の——いつかな。1月5日なんで、5日で決裁で5日——ああ、そうか。起案が5日で——これも普通なんですか。通常、起案を当日して、当日決裁まで行くというのは普通なんですかね。ちょっと済みません、通常の起案文書の決裁のことを含めてなんです。

○山下伸二委員長

これは起案日が1月5日で、その日のうちに決裁が済んでいますよね。一般的にこういうふうな手順でされるんですかという質問だと思うんですけども。

○畑瀬副市長

急ぎの決裁のときはそういう手順もあります。ですから、物すごい文書を今電子決裁の中で回しております、急ぎの大至急のはその日のうちに決裁してほしいというのをずっと各決裁権者に連絡して、その日のうちに決裁を済ますという段取りをしております。

○千綿委員

それには緊急とか、こっちには書いていないですよ。電子決裁のかがみの部分に何か緊急と載っていたということですか。そういう理解でいいんですか。

○畑瀬副市長

電子決裁の中に急ぎのマークがあります。当然そのマークだけでは、皆さんパソコンを開いているわけじゃないので、あとはその庶務の担当の者に急ぐから至急決裁してとお願いはします。ですから、急ぎマークとともに、電話等で直接お願いしているものだと思います。

○千綿委員

総務部長にお伺いします。

同日起案、同日決裁というのが、この直近でどういった案件であったのかというのを、ちょっとごめんなさい、資料として出してもらえますか。どのくらいの数があるのか。例

えば、起案と決裁、起案の文書が年間どのぐらい出ている、大体平均決裁日がどのぐらいなのか。この資料、通常電子決裁の。急ぎの要件があったのがみんな同日になっているのか、逆に二、三日かかっているのかということも含めてなんですけど。

何でかという信頼関係が今ないんですよ。あなたたちが言っていることが信用できない。だから、正直、そのほかの文書も出していただかないと整合性がとれないです。だから、言っています。よろしくお願いします。

○池田総務部長

同日決裁、直近の一定期間のうちの文書、例えば、50起案あったうちの同日決裁が幾つかというような部分で結構でしょうか。

(「昨年だけでもいいです」と呼ぶ者あり)

ちょっとシステムと確認します。

○山下伸二委員長

ちょっと確認してください。1年間を振り返られないのであれば、例えば、半年間とか3カ月間でも結構です。多分数多くあると思いますので、単なる文書決裁じゃなくて、工事請負とか、そういったお金が動く分についてだけでも結構ですので、起案から決裁までに一般的に実際どれくらいかかるのかということとこれを照らし合わせてということですので、それがわかるような資料を準備していただきたいと思います。

それで、ちょっとごめんなさい、資料を出していただいていますので、一回説明を受けたいんですが……

(「関連で」と呼ぶ者あり)

ああ、関連。

○江頭委員

今、千綿委員から起案内容の質疑がありましたので、野田副課長に、この起案文をつくったのは副課長の名前です。

時系列で21日に畑瀬総務部長から財産活用課へ指示ということで、起案文をつくったわけですね、起案内容をね。このときにバスケットチームの話は、副課長は知らなかったんですか。それだけ1点。その確認だけで。

○山下伸二委員長

12月21日に野田副課長のほうに指示が行っていますよね。起案をするようにということだろうけれども、そのときにこの起案書にある中身以外でプロバスケットボールチームの話は話がありましたかということですね。

○江頭委員

いやいや、21日に畑瀬総務部長が依頼しているわけですよ。指示しているわけですよ。そのときにこれをつくったんでしょう。それから1月5日につくった内容のときに、この指示を受けたときにはバスケットボールチームのことは知らなかったんですか、それとも、

畑瀬部長からちゃんとそういうバスケットチームの話があったんですかと。その部分だけでいいです。

○山下伸二委員長

ありましたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

全容は聞かされておられませんけれども、一部は聞いております。

○山下伸二委員長

要はプロバスケットボールチームが活用したいというのは、これで見ると前から説明、要請を受けているわけですよ。それは聞いていますかと。

○江頭委員

一部聞いていたけど、大したことないから、この起案内容には内容を入れなかったんですね。

○山下伸二委員長

指示を受けたときの記憶がありますか。一部聞いた、どれぐらい聞かれたか、覚えていますか。起案書に入れるほどではなかったということなのかどうかということでしょうけれども。聞かされていた内容は。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私としては、将来的にそういう話もあるということで聞いておりましたので、それをこの起案で入れるべきではないという判断は私の中で思いました。

○山下伸二委員長

いいですか。入れないという判断は、その時点で自分がされたということです。一部聞いていたけれども。

○千綿委員

済みません、起案する課、副課長であれば副課長、課長、その後の副部長、部長という部分を通して、みんなに回るという認識でいいんでしょう。でも、副市長は当時総務部長だったにもかかわらず、そのときに、いや、入っていないですもんねと、入っていないですもんねと、それはおかしいとそのときは思われないんですか、総務部長として。起案課の、起案するところの担当部長ですよ。その人が、いやいや、急いでいたですもんねと、それは理由にならないんじゃないですかと私はさっきから言っているんですけど。

○畑瀬副市長

後ほどプロバスケットボールチームからの要望があったときの資料を資料としてつけておりますけど、これはこの社会人バスケットチームが記者会見するまでは公表してくれるなという内容で私が預かっていましたので、その指示を出したときにはこの資料等はやっておりませんので、私もそういう旨で担当副課長が決裁を上げてきたものと理解しておりました。

○千綿委員

ということは、黙認されたということですかね。というのが、この文書のことで言っているんで、要は起案内容を決めるのに担当の副課長がつくって、課長が見て、副部長が見て、部長が見るとというのが本来の姿だと思うんです。それで、最終合意を得て皆さんに決裁を回すというのが普通の姿、通常はそうですよね。だから、そのときにそういう指示もされたんですか。その当時、総務部長がこれはマスコミに漏れたらいけないからプロバスケットボールのことは書かなくていいと言われたのか。担当の副課長が自分の判断でやりましたと言っているけど、そこでそういう意見は出ないんですか。普通の起案文書のことを言っています。普通、議論してたたいて、そして、ほかの課、部の人たちから何も言われないということがあって初めて、回ると思うんですよ。私も青年会議所を経験しているので、本来、正副会長、理事長会議とか、理事会のある前に常任委員会をやったり、理事会があったりするんですよね、通常。そこでどんどん議案の中身をたたくんです。たたいておかしいところがあったら、それはおかしいじゃないかと言ってから最終理事会にかけます。というのが普通の民間の流れですよ。そういうことはないんですか。

○畑瀬副市長

当然、市役所もそういう流れをしております。

ただ、今回の体育館として使える必要最小限の工事でございます。ですから、バスケットボールチームのことを書かなくても、床の張りかえ、あと耐震、それとトイレの一部とか、そういうことで、バスケットボールチームありで整備を行わなくても、当然、メーンのことはバレーボールでも卓球でも全てに共通する整備でございますので、この決裁の中にバスケットボールチームのことがなくても、整備する方針としては認められるという流れでございます。

○山下伸二委員長

ちょっと済みません、資料の説明を受けたいので、一旦いいですか。

時系列の資料を出していただいています。それから、多くの資料を出していただいていますので、時系列の説明をいただきながら、関連する資料については、その分も補足しながら説明を受けたいと思いますので、時系列についての説明を求めたいと思います。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

まず、経緯のほうについて一枚物があるかと思えます。そちらをごらんください。

平成29年12月11日、佐賀市を本拠地としたプロバスケットボールチームをつくる旨の相談が総務部長、今の畑瀬副市長のほうにあっております。その分についてが7ページから載っております。右上にページ数を振っております。

平成29年12月21日に畑瀬総務部長から財産活用課へ指示があり、そのときに体育館の現地確認、確認者は財産活用課の私、野田と大野で行っております。

12月22日、財産活用課から財政流用の相談をいたしております。財政課長から畑瀬総務

部長への流用の確認もこのとき行われております。

平成29年12月27日、畑瀬総務部長から秀島市長へ旧富士小学校の体育館について相談をとの確認を聞いております。

1月5日、方針決裁、財産の引き継ぎを行っております。

1月12日、

13ページに予算流用の起案を12日に行っております。

1月15日に富士小学校の改修工事の予算執行伺を回しております。

○山下伸二委員長

それは資料ありますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

申しわけございません、これはつけておりません。

1月16日、富士の自治会長会が富士支所で行われておりますけれども、企画政策課が説明で、18時の役員会、19時から自治会長会へ報告されております。その分については、39ページ、40ページ、41ページ、43ページがその資料になっております。

1月22日に業者への見積もり依頼書を提出しております。この分については、申しわけございません。資料をつけておりません。

2月5日、業者から見積もりの提出があっております。富士建設と菰田建設、2業者からいただいております。

2月13日に契約の締結、菰田建設とさせていただいております。工期が平成30年2月13日から平成30年3月26日まで、この分についてはP45、負担行為決議書をつけております。

3月19日に変更設計をいたしてございまして、その分については、これにはつけておりませんが、71ページに負担行為の構成書をつけております。ここで447万1,200円を追加して、先日から説明しました2,801万5,200円の契約金額となっております。

3月29日に工事検査を行っております。

経緯書の説明については以上です。

○山下伸二委員長

午前中に資料請求があった分について時系列にまとめていただいておりますけれども、被害の把握、体育館の窓ガラスの破損や床の破損、これを確認された日時、時期、その部署がまだこちらのほうには記載されておられません。

それともう一つ、後から財産活用課のほうから佐賀市庁舎管理規則、これは多分、被害届に関するところだと思いますので、この分の説明をいただいてもいいですか。お願いします。

○樋渡財産活用課長

一番最後のページにつけております佐賀市庁舎管理規則ですけれども、この中の第7条第1項第2号のほうに「庁舎を損傷し、若しくは庁舎の美観を損なう行為又は不潔な行為を

すること。」とあります。これは禁止行為であります。

これに対しまして、第2項で「前項の規定に違反した者に対して、その行為の中止又は庁舎からの退去若しくは当該物件の撤去を命じ、その他必要な措置をとることができる。」とあります。その下に警察、消防、駅前交番等の連絡先を書いておりますので、当然その他必要な措置をとることができるというところでの警察への通報等は必要だと感じております。以上です。

○山下伸二委員長

教育委員会は来られていますか。教育委員会、もしくは富士支所が来られていれば。

○鶴富士支所長

富士支所のほうからは体育館の被害、これについていつの時点で把握したのかと、それから、把握したときの状況を詳しくということで質問があつておつたと思いますので、その点についてお答えさせていただきます。

まず、富士支所のほうには、その当時の被害について把握した内容について文書での記録は残っておりませんでしたので、当時の担当職員に記憶の限りでということで状況を聞き取りしまして、その記憶の内容でお答えさせていただきたいと思います。

まず、期日、これについてははっきりは覚えていないということでしたけれども、平成28年度中のことであつたと。平成28年度中のことです。平成28年度に地元のほうから体育館での消火器のまき散らしがあつているよつたということ、お知らせを受けております。

この知らせを受けまして、職員が現場に行きまして確認いたしております。そのときの現場の状況としましては、その当時まだありましたステージを背に向けて、消火器の粉がまき散らされていたと。大体フロアの半分程度までまき散らされていたという記憶があると。そのままほつたらかしようわけにもいきませんので、とりあえず体育館に備えつてあつたモップでその粉を集めたというところまでは仮の措置をして、その後、こういう状況ですよということで、その当時の所管部署、この財産の所管部署が支所のほうでわかりませんでしたので、本庁のほうに確認しまして、普通財産なのか、まだ小学校跡の教育財産なのか、そこを確認しましたところ、教育委員会の所管ということが確認できましたので、教育委員会のほうに電話でこういう状況ですよという報告をしたというところまでが支所での対応ということになっております。

うちのほうからは以上です。

○山下伸二委員長

恐らく平成28年度中のことだろうということですが、教育委員会のほうに富士支所から破損の状況について連絡があつているということですが、教育委員会のほうはその辺の把握の何か資料はありましたか。

○百崎教育部長

済みません、こちらも資料としてはなかつたんですが、電話で支所から連絡があつたの

で、教育総務課の職員2名が現場に行って状況を確認して、施錠が不十分だったところを施錠して帰ってきたというでした。

その際、今回、ガラスの破損とかということも言われていますが、そのときには窓ガラスの破損等は確認できていなかったということです。

○山下伸二委員長

平成28年度にあったときには窓ガラスの破損は確認できなかったということですね。

○百崎教育部長

はい。

○山下伸二委員長

富士支所のほうも、その平成28年度中に通報があったときには、消火栓がまかれているだけで、窓ガラスの破損は確認していなかったということによろしいですか。

○鶴富士支所長

消火器の事故のときには、窓ガラスが割れていたかどうかの記憶はないということです。

○山下伸二委員長

わかりました。

それでは、今、時系列で説明いただきましたので、これも皆さんからの御意見、御質問をお受けしたいと思います。

○千綿委員

済みません、確認をさせていただければと思います。

まず第1点目なんですが、その当時の畑瀬総務部長とサガンドリームスの竹原社長ということでもいいんですか。誰と誰をできる限り言ってくれという話をしていましたが。

○畑瀬副市長

私とサガンドリームスの竹原社長です。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

○重松委員

ちょっと畑瀬副市長にお伺いしますけれども、この一枚紙のやつですね。平成29年12月27日に当時の畑瀬部長から市長への富士小学校体育館についての相談がということで確認したということで、その後に1月5日に方針決裁ということになっていますけれども、普通はどの部署も、必ずこういった新規とか急ぐ案件についてはまず正副議長に相談に見えますよね。その後に議長のほうから、じゃ、この案件については所管の正副委員長に報告してくださいという形になっていますけれども、何でこの案件をそういった形をとらなかったのか。これがまず専決処分という形であれば、例えば、市長の権限で、ある程度権限がありますので、それは議会を招集する暇がなかったとか、そういう場合は市長の権限がありますよね、専決処分は。その際も処分後には必ず議会で報告して承認を得ることになっ

ているわけです。それも当たらない。何で報告しなかったのかなというのがちょっと疑問なんですけれども、そこら辺をちょっとお伺いします。

○畑瀬副市長

本当にこれは私の責任でございます。本来、タイミング的に、1月5日に方針決裁を回す段階で議会のほうには説明すべきであったと今反省しております。理由は特になく、流用自体について、これまで事前に議会に相談したことが多分ないと思われまますので、ただ、今回の金額の大きさを考えれば間違った判断だったと考えております。申しわけございません。

○重松委員

議会側から見れば、これは完全に事前執行だと思うんですよね。以前あったわけですね。スポーツ健康増進かな、何かで、例えば、議決をもらう前に事前にチラシを配布して募集していたと。これも大きな問題になりましたけれども、それと全く一緒に、まずこういうことはやはり議会軽視のお手本みたいなもんですから、一遍やっていますから。だから、これは議会軽視ということは、結局は市民の軽視にもつながるわけですから、議会制民主主義とか二代表制の根幹に係るゆゆしき問題だと思うんですよね。そこら辺は部長はみずから知ってあると思うんですよね。知っていてやったのかなと思うんですよね。

もう一つは、担当の樋渡課長ですね。課長は今回、人事異動で来られたばかりで、詳しく知らなかったと思いますけれども、連合審査とか委員会の審査のときは必ず新規事業とか大きな予算に変更があった場合は説明してくださいということは知ってあると思うんですね。新しく来られた課長は必ずその説明をされると思うんですよ。前からおられた方は、これはちょっとまずいからやめようとか自己判断ですね。今回、樋渡課長は何で説明しなかったのか。それは自己判断なのか、それとも、引き継ぎの際にこの分はいいですよとか、ほかからの圧力じゃないけれども、そういったことを言われたのか、そこら辺もびしゃっと。

○樋渡財産活用課長

私としては、大きな項目、重要な事業として去年上がっていた分については、当然、説明しないといけないと思っていましたので、それで説明させていただきましたけど、そこで確かに项目的にはこちらからみずから説明はしませんでした。

書類的には非常に見にくい部分もありますけれども、説明を求められればする用意はしておりました。ただ、重要な事業の説明としては、主なものから説明をしていこうという考えでおりました。

○重松委員

予算的には3,000万円ぐらい、何事業で上がっていたかな、ちょっと忘れたけど、中身を説明せんと全然わからんですもんね。事業費か何かで上がっていたでしょう。ちょっと忘れましたけれども、中身は所管の課長が説明せんことには私たち議員がわかるわけない

でしょう。中身を詳細に説明してもらわんと。そこを何で——じゃ、このほかに新規事業で説明していないのがあるんですか。

○山下伸二委員長

ほかの説明していないのがあるかとなると、ちょっとまたほかの決算にかかわってくるので。

○重松委員

だから、何で説明しなかったかと聞いている。

○山下伸二委員長

もう一度、要は決算資料の19番の21ページですね、ここに普通財産等管理経費のところの工事請負費、この約3,000万円から流用したということだったですね。3,000万円のうち2,800万円流用しているわけですから——ごめんなさい、3,000万円を流用しているわけですから、目内流用とはいえ、これだけの額を流用してあるのであれば、決算のときに報告すべきだったと思うんだけど、なぜその分を説明しなかったんですかと。

○樋渡財産活用課長

3,000万円を書いてあるところの下の項目に大項目がありましたので、そちらについては説明をきちっとまずして、それから説明を求められればということで考えておりましたので、やはり重要なものから説明をすると。

(発言する者あり)

そこの……

○重松委員

普通財産等管理経費の中の工事請負費ですね、これが3,076万円上がっていますね。この中に2,800万円、体育館の改修工事が入ったわけですね。

だから、事業請負元、請負費、これは委員から質問がなかったからしなかったというのは、この2,800万円は新規事業じゃないですか。3,076万円も新規事業ですもんね。その中の2,800万円ですか、体育館の改修工事は。そこら辺ですよ。

○樋渡財産活用課長

タイトルが普通財産等管理経費ということで、一般的な修繕とかもかなりあるものですから、そういったところの積み重ねというような思いが自分の中にあってしまったのが原因だと思います。

○山下伸二委員長

説明を求められればということですけども、説明を求めるすべがないでしょう、こちら側からは、決算のときに。

○樋渡財産活用課長

申しわけありません。説明をすべきでした。

(「ちょっと関連でいいですか」と呼ぶ者あり)

○千綿委員

済みません、副課長は起案者ですよ。起案者が課長に対して、例えば、3月定例会でもいいです。報告なりなんなりでもいい。決算でもいいんですよ。決算委員会でもいい。説明しなくていいですかという助言はないんですか。起案者でしょう。自分が流用させていただきますと財政課に申し込んで、最終決裁は部長なんでしょうけど、起案者が説明が要ると思われなかったんですか。要するに2,800万円の流用をするということに対してですよ。流用願も出されているじゃないですか。当然ながら樋渡課長は4月からなんですよ。その以前のことはわからないわけじゃないですか。課の方が言わないとわからないわけですよ。だから、起案者であるあなたは課長に対して、ここは説明してもらわなければいけないですよという話にはならないんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

各項目ありまして、財務のほうで一通り主要なものは内訳表は出して、それでお渡ししていた中で、細かい説明までは私から課長へ、どういうものを出していたのか、明細を下さいと依頼があって、それで、私が財務から出してお渡ししたのはあるんですけども、ここというところまで私も、そこまで言ったほうがいいんじゃないでしょうかというところまでは申ししていないです。

○千綿委員

起案者の責任はそんなもんなんですか。流用願まで財政課に出されていますよね。3,000万円流用させていただきますという流用願まで出して、先ほど説明があったように、50万円までは財務課長の決裁、300万円とかは部長決裁になっていくわけですよ。その部長決裁であった流用の金額を報告しなくていい——何で新しい課長に、いや、ここは総務部長——だから、総務部長決裁といったら結構重いでしょう。起案者としてそう思われませんか。起案者として、総務部長決裁をとらなければいけない流用額ですよ。それを起案していながら一切の報告がないというのを、あなたがそのまましているんですか。市役所はそういう組織なんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その事業だけ抜き出してということまでは、申しわけございません、各種私が持っていた費目の中でもいろいろ、普通財産管理費の中で消耗品から負担金とかまで全ての項目についてありましたので、そこだけをピックアップしてという作業までは、申しわけございません、していません。

○千綿委員

昨年1年間にあなたが起案した件数は何件ありますか。大体でいいです。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

四、五十件はあるかと思います。

○千綿委員

その中で、金額ベースでいったときに、3,000万円近くの金額というのは上から何番目ぐらいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私が起案している部分、歳出の部分では多分ナンバーワンだと思います。歳入のほうの普通財産の売却とかもさせていただいて、私が起案することがあるんですけども、そういうのが何千万円というのもありますので、そことの認識はですね、歳出だからという認識は甘かったんだと思います。

○千綿委員

ルールができていないんですか。例えば、起案者がいて、その金額が流用だとか、いろんな部長決裁まで行くやつは絶対議会で説明しなければいけない。それは法律上は説明の義務はないですよ。款と項しか見ないので、目までは審査の議決対象になっていません。ですから、そこまで求めるのは酷だと思いますが、法律上は全然問題ないですよ。ただ、審議の問題を言っているんですね。起案者として、自分が50件か60件の起案のうち一番大きい金額だと言われるのであれば、普通であれば議会で報告しなければいけない。報告も何もしないということ自体がおかしいんじゃないですか。それが普通だと思われますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、私の認識が不足していたと思います。申しわけございませんでした。

○江頭委員

済みません、前後して申しわけないですけど、ちょっと資料の確認で、今、急に見せられたもんですから。

47ページの契約請負書の日付だけ何で手書きなんですか。あと、変更届なんかはきれいに印字なんですよ。ここの部分だけなんですよ、P47、工事請負契約書、これは2月13日というのは手書きですよ。たまたまた手書きなんですか。

資料ありますか。契約請負書に2月13日だけ手書きなんですよ。これはたまたま。

○山下伸二委員長

P47、発注書の上のところの日付ですね。

○江頭委員

変更請負書はきちっと印字なんですよ。

○財産活用課施設営繕係長

先ほど御質問の分にお答えいたします。

契約書は、契約決定通知を受けた業者が持ってこられます。持ってこられた日に、いつでいいかという確認がとれている分は提出日でございますというふうに言うんですけども、書かれずに持ってくる場合もあります。その場合は手書きで処理する場合がございますので、今回はそういうふうな形で処理をされています。

○千綿委員

済みません、言ったように、入札する前に前段として、設計図というのを冒頭言っていたと思うんです。資料として出せればということだったんですが。

○財産活用課施設営繕係長

もともとあった設計図のほう現場説明等でかなり使っておりまして、そちらのほうがちよっと今見当たらない状態でありますので、ちよっと申しわけございません。

○山下伸二委員長

原本をとっていないんですか。

○財産活用課施設営繕係長

原本をもともととっていて、データ上も残していたつもりだったんですけど、ちよっと済みません。

○千綿委員

入札を受けたところは持っていないんですか。多分それをコピーか何かお渡ししていると思うんですが。

○財産活用課施設営繕係長

一応そちらのほうも確認をとっていて、もしよければそっちを下さいというお話はさせていただいています。

○千綿委員

もし手に入ったら私たちにいただけるということでもいいですか。

○財産活用課施設営繕係長

お渡しします。

○野中宣明委員

説明を伺って質問したいと思いますが、まず決裁ですね、この起案の流れの中で、済みません、まず時系列の経緯のところでもう一回確認したいんですけど、平成29年12月27日に畑瀬総務部長から秀島市長へ旧富士小学校体育館について相談との確認ということがあったんですけど、これは本当に確認ですけど、正確に総務部長と市長との2人だけの話ということでもいいんですか。誰されたんですか。

○畑瀬副市長

いや、2人の話です。

○野中宣明委員

そうすると、この話の中で、話された内容としては、プロチームに使っていただきたいという考えがあるけれども、富士小学校を急いで改良工事したいという話をされたということなんですか。

○畑瀬副市長

はい、それはバスケットボールチームの話もしております。

○野中宣明委員

そうなってくると、この起案書の中に、先ほど来からやりとりがあっているんですけど、プロチームの話は一切書かれていないということで、ずっと上がって行って、起案書の最後は秀島市長の決裁がおりているんですけど、市長のほうからは何の指示もなかったんですか。あれ、これは前言っておった話かなということで、バスケットボールチームの話が載っていないけれどもどうなんだとか、決裁のときに市長からの確認とか指示というか、そういった話にはならなかったんでしょうか。

○畑瀬副市長

先ほど千綿委員の質問でもお答えしましたが、体育館の改修をしたいという決裁になっておりますので、その動機というか、最初の動機が私から言いましたバスケットボールチームの誘致ということで、あとは体育館の改修に必要な決裁が上がってきているので、そこについては特段市長からは何も言われませんでした。

○野中宣明委員

さっき部長が、この内容は少し黙ってくれというか、余り世間に早く公表されたくないような、何かそういう話をされたんですけども、もう少し詳しくお願いしていいですか。何でそういう話が出てきたのか。出たらまずいのかどうかとか。

○畑瀬副市長

特段、出たらまずい話ではないんですけど、ここのプロバスケットボールチームとして記者会見を行うと。その前に余り——私たちもそうなんですけど、発表したいときは、やっぱり一番最初に発表したいという気持ちだけで、内容がどうこうだから出してくれるとかという話ではなく、多分これは記者会見を4月ごろされているんだと思いますので、その前に練習場の確保という意味で私どもに資料をいただいておりますので、特段、内容がどうこうというもんでなく、時期の問題でございます。

○野中宣明委員

その練習会場は、先日の話でいくと、社会人チームなんですけれども、後々プロチームになっていくと、いわゆる今後計画されている県のアリーナがメインコートというか、試合会場という計画と、もう一つは、練習会場としてはその隣付近にある県総合体育館を使うというようなことで答弁が先日あってたんですね。だから、私はそういった計画が一番理想なのかなと、ちょっとその答弁を聞いていたときに思ったんですけども、いわゆるそういったもともとの県とバルーナーズにそういった考え方があったのか、ちょっとそこら辺の詳しいことと、わざわざ富士小学校に、要するにあいているとか、いろいろ理由があってということですからずっと今まできているんですけども、結びつきをもう少し説明をお願いしたいなと思っています。どういった県の構想とかプロバスケットボールチームの構想といったものがあったのか。

○畑瀬副市長

こちらの資料の12ページに載せておりますけど、B1リーグ参入が2021年、だから、こ

のアリーナ完成の時期にB1リーグに上がりたいという構想がプロバスケットチームにはあっております。以上です。

○野中宣明委員

いや、練習会場が、県の今の総合体育館を使用するとか、答弁では使用すると私は認識したんですけども、そもそもそういうもともとの計画があったのかどうかというのをちょっと知りたいんです。

○池田総務部長

私がこの委員会のところで言ったホームアリーナといいますか、いわゆるメインで試合する会場、これが県立体育館ということでございます。いわゆるホームアリーナですね。練習は、やはりしょっちゅう県立体育館を使えませんので、ほかのいろんな体育館を借りて練習するような形になると思います。済みません、ちょっと言葉が足らなかったと思います。

○野中宣明委員

多分ね、これはちょっとあれなんですけれども、県総合体育館の利用といったのは、これは一般質問でも部長が答弁されていたんですけど、午前中の練習ですよ。きょう朝見に行ったら、朝早くから練習されていましたもんね。午前中とかというのは多分県総合体育館は使えると思うんですね。だから、本当はそこら辺の利用の部分をまず話し合った上で会場を探すというのが筋だったんじゃないかなというところはちょっとおいておきたいと思います。

それで、ちょっと次の部分に移りますけど、破損の部分ですね。これは本当に最初の説明では投石、いわゆる石が投げられたということと言われたんです。それで侵入されて消火器をまかれたという説明だったんですけども、でも、結果的にこれは投石はなかったということでもいいんですかね。体育館ですよ。校舎じゃなくて。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

経緯のほうに、12月21日、畑瀬総務部長から財産活用課の私たちに指示があったときに現場に確認に行った、この日、21日は投石で南東部分、きょう説明したところが割れていて、雨水が浸入しているというのは私と大野も目視で確認はしております。ですので、投石があったという表現で説明させていただいています。

○野中宣明委員

そうなると、このマニュアルでいくと、被害届を出さなければいけないということですよ。違いますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

マニュアルからいうと、そのようになっております。このときに、21日に部長から指示をいただいておりますので、改修するという方向性しか頭になかったもんですから、投石があっただけで被害届というところまで失念していたのは、ちゃんとこの規則にのっとって運

営していなかったというのは私の不徳のいたすところでは。

○野中宣明委員

ということは、済みません、言葉で言うと大変あれですけど、業務の怠慢ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

言いわけになるとは思いますけれども、第7条第2項のその他の必要な措置をとることができる部分で、改修の方向性というのが見えていたので、そちらのほうで考えさせていただいたということで考えています。

(「関連でよか」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

関連の方はどうぞ、手を挙げて。

○千綿委員

皆さん多分補助金とかされるときに、事前の写真を撮ってくださいと言われませんか。何で写真がないんですか。

だから、被害届は出さなくても、最低でもこのくらいの被害があったということぐらいは控えておかなければいかんでしょう。いや、富士支所もそうですよ。教育委員会もそう。自分たちは所管でしょう。だから、所管のときにしなければいかんじゃないですか。行政財産で持っていて、そこが棄損されたということであれば、その後、何も対処していないじゃないですか。本来であれば、当然ながら被害届を出して、多分写真を撮るぐらいするでしょう。わざわざカメラを持っていけと言わなくても、今、スマホでできるじゃないですか。何でされていないんですか。写真も撮っていないでしょう。いや、こういうふうには壊れとったですもんねと対外的に説明するときも、写真があるとないとじゃ大きく違うでしょう。

教育部長どうなんですか。そう言われたときに、富士支所長も一緒なんですけど、そのときは富士支所長じゃないからちょっと難しいとは思いますが、何で平成28年の電話があったときに確認に行って、写真なり撮るといふことさえできなかったのか。被害届はその3つとも出していないでしょう。何ですか。

○百崎教育部長

午前中に言いましたときは、平成27年5月当時に体育倉庫とかの破損があって、そのときには警察に御相談したりとかしていたようなんですけど、平成28年のことを職員に記憶とかをたどってもらいましたが、そのときには、施錠はしてきたけれども、そのときの写真とかは撮っていないということで、そこは対応が不十分だったんじゃないかという反省を午前中の説明のときにしたところでございます。対応が不十分だったと言われたら、そのとおりでございますので、今後、気をつけなければいけないことだというふうには重々思っております。

○千綿委員

いや、あなたたちですね、交付金とかいろいろ出されるときに、事前、事後の写真を出してくださいと言いませんか、市民の皆さんの団体に。それを言われていて、自分たちはしないんですか。いや、そうでしょう。着工前の写真と事後の写真があって初めて、こう変わりましたという話になるじゃないですか。先ほど警察に相談しましたと言われましたけど、被害届を出さなければだめなんじゃないですか。

そのとき犯人が捕まる捕まらないじゃないんですよ。後で、何か別件で逮捕された犯人が、いや、実はここに忍び込んで消火器をまきましたと言ったときに、被害届を出さなくて何で警察に捕まえられるんですか。被害届は出さなければだめでしょう。実際問題として、そうじゃないですか。

○百崎教育部長

先ほど平成27年というのは、これとはまた別の話ですが、その以前にあったことで、そのときは、子どものいたずらだったということもあって、一応警察には相談したけど、その後、被害届は出さなかったということ、これは別のことです。午前中にちょっとお話をしていたので、説明をしていた件です。

平成28年当時、支所から連絡があって、その後、職員が見に行っただけということですが、写真はないのかと言ったら、撮っていなかったということもあって、そこは反省点だというふうに重々思っております。

今回、12月に財産活用課が見に行っただけということですが、そこを把握できていなかったということで、それも重々反省点ではないかというふうに話をしたところで、そこは申しわけなかったということで、反省することだけです。

○千綿委員

いや、後から済みませんで済むんやったら警察要らんですよ。子どものとき言いましたよね、皆さん。済んで済むんやったら警察要らんですよ、正直。いや、あなたたちは本当に市民団体にも言っているじゃないですか。事前、事後の写真を提出してください、義務ですと。だから、交付金なり補助金を上げますと言っているじゃないですか。それで、何で3つともされていないんですか。教育委員会も富士支所も——富士支所は所管じゃないから、それは教育委員会につないであるので、まだいいですよ。財産活用課の所管の普通財産になったときに、被害届も出さない、写真も撮らない。どういうこと。私は理解ができないんですけど、正直。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、工事に入るときに着工前、着工後の写真がないとこの前言っていたんですが、工事の着工前、着工後の分については、全部ガラスが割れているという現象が見れるかといったら載っていないんですけど、床の傷みぐあいとかがわかる分についてはこちらのほうにありましたので、お持ちしております。済みません。

○山下伸二委員長

それは資料として、写真を撮っていないなかったというのは、資料として後で皆さんに渡してください。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

いや、それにはつけていない。工事の全部の報告になるので。

○山下伸二委員長

いや、全部じゃなくていいですよ。破損のところがわかる写真を1枚か2枚か3枚程度つけていただければそれでいいと思いますので。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

わかりました。その分については準備します。

○千綿委員

済みません、池田総務部長に聞きたいんですけど、今、話を聞かれて総務部長としてどう思いますか。

○池田総務部長

財産に外部から入られて破損しているわけですから、普通に考えて警察に通報することが当たり前だと感じております。うちの財産活用課のほうとしては、旧富士小学校跡地の計画の中で手を入れるということが頭にあって、結果的に通報しなかったということですが、理由はどうあれ、通報しなかったことに関しては申しわけなく思っております。

○千綿委員

庁内ルールとしてつくるぐらいしなければだめですよ。個人の裁量に任せたらだめですよ。写真を撮って被害届を出すということをちゃんとルール化しないと。結局、皆さんの財産じゃないですよ。私たちは絶対そうでしょう。まず、今回の災害があったときだって、テレビでやっているのは、自分の家でもちゃんと災害直後の写真を撮って残しておいたほうが保険会社にちゃんと見せれますよと言っていますよ。この災害だってそうですよ。もしそれが人がやったことであれば、傷害事件だったりすれば、なおさらのことじゃないですか。市民全体の財産ですよ。そこを壊されて、被害届も出さない、写真も撮らないというのは私は本当に理解できません。

だから、ルール化はやっぱり考えなければいかんと私は思いますけど。それは審査外でいいです。

○江頭委員

財産活用課施設営繕係長にお聞きしたいんですけど、きょうの午前中に設計は12月21日ぐらいから1月10日過ぎぐらいまでに上げたと言われましたよね。これは間違いないですよ。

ということは……

○山下伸二委員長

質問ですから、答弁だけしておってください。

○財産活用課施設営繕係長

その期間でやらせていただいております。

○江頭委員

財産活用課施設営繕係長はこの起案内容を見て設計に移られたわけですね。

○財産活用課施設営繕係長

承認者の中にも入っておりますので、内容は確認させていただいたつもりです。

○江頭委員

バレーナイズの件はいつ、設計段階の中、12月21日にはバレーナイズの要請も御存じだったんですか。

○財産活用課施設営繕係長

プロバスケットボールチームが御利用になられるかもというお話だったので、体育館の整備の中には当初からバスケットゴールリンク等の設置も検討はしていました。

○江頭委員

財産活用課副課長はこの起案のときには、バレーナイズの存在、この改修のことにあってがメインであって、バレーナイズは少し聞き及んだ程度だったと今言われたですね。その認識でしたと。しかし、財産活用課施設営繕係長は設計段階に入っているときには完全にバレーナイズ——何で言うかという、体育館改修だけじゃなくて、シャワー室をつくっているんですね。ということは、誰が考えてもバレーナイズのために体育館整備したとしか考えられないんですよ。私たちがきょう現地を見て。トイレも多分女子トイレがあったでしょうけど、それを半分シャワー室にして、あと、洋式トイレを2つ。完全に女子トイレをのけた形で、シャワー室というのは普通考えられない。よほどスポーツチームのメインにするような施設をつくらうと思わない限りはなかなかですね。今は体育館はどこでもあるんですけど。

だから、大野係長が設計段階のとき、ちょうど12月20日ごろと起案が5日なんですけど、財産活用課副課長との体育館の改修における認識が全然違うんですね。その辺はどう考えたらいいか。設計段階は完全にバレーナイズのために、12月21日に設計の段階に入ったと言われれば、財産活用課施設営繕係長の中にはバレーナイズの改修ということで設計の図面を引いたとしか、そういう考えでいいんですか。

○財産活用課施設営繕係長

体育館の改修については、プロバスケットボールチームも使われる可能性があるということも聞いていました。

先ほどおっしゃったシャワールームという部分については、当初設計では全然入れていなくて、後に設計変更のほうで入れさせていただいている状況になります。

○野中宣明委員

当初設計に入れていなくて後ほど変更したということですね、シャワールームに関し

ては。それは誰の要望、指示ですか。

○財産活用課施設営繕係長

設計段階に入ってから改修工事をやっているさなかに、プロバスケットボールチームが今後活用していくであろうという話の流れの中から、現地視察等にも来られて、こういうのがあったほうがいいなとかいうふうな御意見もあったとは聞いておりますけど。

○野中宣明委員

現地視察に来られたのは誰ですか。それで、誰が対応されましたか。それをどうやって図面に反映されたのか。ちょっとその流れを教えてください。

○山下伸二委員長

工事期間のいつごろに誰が現地視察に来られて、誰がそういった要望をされたのか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

来られたのはサガスポーツクラブの社長の竹原哲平さんが頭で、今、ヘッドコーチをされている方とその御親族の方とお知り合いの外人の方が3名と社長、4名で来られて、現場を見たいということだったので、工事に入っていましたので、私がヘルメット等を持って行って対応した次第です。

○山下伸二委員長

そのときに要望を受けたんですか。シャワールームがあればいいなという要望を受けたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

そこで聞きまして、帰りまして、ほかの勤労者体育センター等もシャワー室があるということで聞きまして、それも念頭に入れて設計変更という方向でいけるかどうかというのは検討した次第です。

○野中宣明委員

ということは、プロバスケットボールチームのために変更したということですよ、結果的に。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

きっかけはそうだったんですけども、ほかの施設でもそういうのが一部あるというのがあったので、要望に対してできる範囲内だと思ひまして設計変更のほうに反映させたということです。

(「ちょっと関連でいいです」と呼ぶ者あり)

○川原田委員

となると、ずっと話を聞いていると、やっぱりプロバスケットボールありきで進めたということでしょう。どうも整理がつかないのよね、ずっと話を聞いていると。それならそれでいいけれども、そういうふうにお答えくださいよ。こっちは聞いていて全くわからない。こんがらがらるだけで。

そのプロバスケットボールチームとの一番のかかわりというのはどこなの。秘書課なの。秘書課はその辺はわかっているの。まず、その辺を答えてよ。

○山下伸二委員長

ごめんなさい、まず、先ほどバルーナーズが来られたと言いましたね、サガスポーツクラブが。それはいつごろかわかりますか。いつごろ財産活用課副課長が……

(発言する者あり)

○山下伸二委員長

ちょっとそれを確認してください。

1時間半近くたちましたので、休憩とりましょうか。15時に再開いたします。

◎午後2時50分～午後3時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまより総務委員会を再開いたします。

まず、執行部のほうに積み残しが何点かありましたので、説明を求めたいと思いますけれども、1つ目が起案したその日に決裁されている例が何件ぐらいあるのかということですね。もう一つがバルーナーズの社長以下4名、体育館の現地視察に来られたのがいつなのかということ。それと、今手元にないということで、請負に出されたときの設計図が今取り寄せ中ということですので、その分が今どうなっているか、順次御説明をお願いしたいと思います。

○池田総務部長

まず、起案の日にちの件ですね。起案日と決裁日が一緒の分です。

これはすくい上げるのを個別にしなればいけないようできて、この30分、1時間では1カ月分、1月1日から31日分をさらってみました。総件数が1万4,973件のうち、同日決裁が4,166件です。これは課内決裁、もしくは部長決裁、市長決裁とかで至急の分とかも全部含んでおりますので、4,166件、課内決裁の分がかなりあるかと思います。

それと、平均というのは、ちょっと平均を出すようなシステムがなくて、私の主観なんですけれども、普通に至急じゃなくて市長決裁とかですと1週間から10日ぐらいかかるものもあると思います。逆に言うと、課内決裁は当日決裁が多いと思います。以上です。

○財産活用課施設営繕係長

バルーナーズの視察を受けたのは2月23日であります。

○山下伸二委員長

2月23日ですね。これを対応されたのは古賀副課長だけですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

私と、そのとき企画部のほうの職員の桂主査が現場で対応しました。

○山下伸二委員長

わかりました。

設計図はまだですかね。

○財産活用課施設営繕係長

図面のほうに関しましては、今、業者のほうに確認をとっておりますけれども、ちょっと今すぐ見つけることができないということなので、出てき次第、また連絡したいと思います。

○山下伸二委員長

では、引き続き対応をお願いします。

今の2つ回答がありました件について。

○千綿委員

池田部長、僕が聞きたいのは、課内の決裁は、別にそこにおけるけんよかとですよ。電子決裁で他の部長まで回す例の中での件数が4,000件あるんだっただけならわかるんですよ。課内の決裁はそこで意思疎通ができるから、案件についても難しく説明する必要ないじゃないですか。ほかの部長まで入れた中での電子決裁が同日でどのぐらいあるかという部分はわからないんですか。課内の同日決裁はわかるとですよ。早急にしなければいけないという、それは課内の統一した見解でしょうから。でも、ほかの部はある意味関係ないじゃないですか。何らかの関係があるから決裁が回ってくるわけでしょう。そうであるならば、課内決裁は除いていただきたいんですよ。ほかの部長、起案した課、もしくは部以外の部長の決裁が要る分での決裁を調べていただきたいと思います。課内の決裁は当たり前のことじゃないですか、基本的に。それは電子決裁せずに文書を回して印鑑もらってでもいいわけでしょう。それが今、電子決裁になっているということなので。

○池田総務部長

少し時間かかると思います。

(「結構です」と呼ぶ者あり)

○山下伸二委員長

重立ったものでもいいですよ。例えば、文書を回すだけではなくて、工事の請負に関することとか、設計変更に係ることとか、それが各課に及んで、例えば、100万円以上とか500万円以上の工事額の変更があるとか、そういったものがもしピックアップできるのであれば、そういうものをお知りになりたいと思うので、一般的な文書を回してどうのこうのというのは除けば除いて、そういった例を何点か調べていただいて、当日起案、当日決裁というものが一般的なものなのかどうかということを知りたいということだと思います。

○千綿委員

多分、決裁は全部電子データやろう。全部が電子決裁になっているんでしょう。

○三島総務部副部長兼総務法制課長兼総務法制化副課長

千綿委員がおっしゃるように、決裁は電子決裁でございます。今回、抽出する場合にお

きまして、例えば、エクセルデータみたいに日付を単純に指定して、ここからここまでという抽出ができないんです。起案日と決裁日をそれぞれ入力していきながら、結局、一月分やろうとすると、1月1日の起案、1月1日の決裁、1月2日の起案、1月2日の決裁とかというふうにずっと、結局、先ほど言われていた1万4,973件を全部見ないといけないと。さらに、ほかの部まで関係しているのがその中にどれだけあるかということになると、結局、それを全部見ないといけないということになってまいります。

○山下伸二委員長

膨大な時間と労力がかかるということですよ。だから、千綿委員が言われていたのは、この2,000万円かかるようなことをその日に起案して、その日に決裁するということが庁内で一般的に行われているのかどうかということを見るために、そういった資料が欲しいと言われたわけですね。ですから、感覚的に、例えば、工事請負の変更とか出ていますよね、今回の議案なんかでも。そういったことがあるときに、そういうのをその日に起案して、起案したその日に決裁があっているという例は一般的にあるんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

今、私が契約部門にいたときの記憶でというお話になろうかと思うんですが、やはり急ぎの場合というのは、副市長とかも話しましたように、今、決裁を回しているからということで、至急決裁をお願いしたいということで電話がかかかってきたりして、その日のうちに早急に決裁するということは事実としてございます。

ただ、じゃ、平均何日ぐらいかと言われると、ちょっと申しわけございません。私の中で今申し上げる日にちを持ち合わせておりません。

○山下伸二委員長

なかなか具体的に例を出すのが難しいということですので、そこまで資料提出を求めるのは難しいなと思いますので、それでいいですか。

(発言する者あり)

じゃ、資料は、それは今の報告の分で結構です。

○野中宣明委員

先ほどシャワールームのことでちょっとお尋ねした件でお伺いします。

シャワールームをつけてくださいということは、バルナーズ、チームの関係者から何か要望書として出てきたのか、それとも、口頭での話なのか。それをどう処理したのか、もう少しそこを詳しく。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

要望書は紙では出ていなくて、そのときに来られたヘッドコーチの方が、ずっと終始、初めから最後までシャワールームのことは気にされていたというのがあります。

基本、紙とかは出されていませんので、ずっと言われていたのが気にかかって、ちょっといろいろほかの施設も調べたところ、あるというのもあったので、うちの中で検討させ

てもらって、変形設計のほうに追加で入れたという経緯になります。

○野中宣明委員

そうなる、いわゆる口頭ですよ。口頭で途中工事が始まろうとしていたり始まっていたりして、こういう変更してほしいというような要望が上がってきたという事例はあるんですか。しかも、口頭で受けて、それを設計変更したということはあるんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、私のほうが事務方で、工事関係は余り経験がないもんですから、私は途中で言われたのは初めてです。

○野中宣明委員

そちらにお伺いしたのが私もちょっとあれだったと思うんですけども、副部長、済みません、契約管理課に以前おられて御経験あるということだと思んですけども、こういった場合というのはできるんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

設計変更に関してでございますけれども、業者なり、そういったところと打ち合わせをしながら、打ち合わせ簿というのをつくって、ここは当初設計ではこういうふうになっていたけれども、こういうふうなやり方に変えるとか、あるいはこういうふうにしたほうがいいとかということが出てきて、変更ということがございます。

○野中宣明委員

それは業者と市の間での話ですよ。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

そうです。

○野中宣明委員

そしたら、どう言ったらいいんですかね、チームの立場がよくわからないんですけども、いわゆる一般の方になるんですよ。これは業者でもないですから。こういった方が口頭で市の工事にこうしてほしいという要望を上げてくるということは、これは受け入れられるんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

例えば、工事をやっていて、実際その現場を使われる方、例えば、市の公共施設、公の施設にしる学校にしる、いろいろ今工事案件とか議会の議決もいただいておりますけれども、そういった中で、実際に使われる方、あるいは学校の先生であったりとか父兄の方であったりとか、そういったところから、ここはこういうふうにしたほうがいいんじゃないかといった声は当然上がってくるかと思えます。それを受けまして、佐賀市のほうがどういうふうにそれを判断するか、また、業者と話をして、そのやり方がいいのかどうか、そういったのは当然決めて変更していくことはあるかと思えます。

○野中宣明委員

そうなる、このプロチームのための改修工事という位置づけになるんですかね。今の理屈でいくと、そうなりますよね。違いますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

結果としては、実際に、先ほど2月23日に見に来られたということでしたので、その中で話を聞いて、佐賀市としてそういうふうな対応をしたほうがいいという判断をしたものだと思います。

○江頭委員

だったら、今の話を聞いていると、そしたら、財産活用課副課長は、バルーナーズと23日に対応したときに、バルーナーズが使うということを知っているということですよ。理解してないと、そういう対応はできないですよ。

要するにそれをいつ——そして、これも当時の畑瀬総務部長に聞きたいんですけど、この時系列の中で、あなたの係の人ですね、下の総務部財産活用課とかなんとかにバルーナーズが使うということの話し合いをどこかでしないと、今、野中宣明委員が質疑したバルーナーズとのやりとりというのは野田副課長あたりはできないですよ。どこかできちっとそういう話し合いを部で持っていないと、できるわけないですよ。バルーナーズというのは契約者じゃないですから。今言ったように、ここの改修はあくまでも佐賀市と久保田建設の中での契約であって、契約内容を変更するということは、バルーナーズが出てくるということ自体があり得ないことですよ。

ということは、どこの時点で総務部内であり、バルーナーズの練習場としてきちっと改修をやるんだというところの話し合いというのは、この時系列の中でどこでされたのか。どうなんですか、副市長。

○畑瀬副市長

確かに私が12月21日に指示を出したときには、プロのバスケットボールチームが使えるような整備をしてくれという指示を出しております。ですから——12月21日ですね。財産活用課副課長と財産活用課施設営繕係長に。ただ、具体的な中身までは申しておりません、バルーナーズとかの名前は。

その後、秘書課が担当しておりまして、秘書課でバルーナーズとの話し合いの中で、実際、具体的にバルーナーズという姿が浮かび上がってきているもんだと私は思います。

ですから、私は受けたんですけど、整備は、プロバスケットボールチームが使えるようなコートをつくってほしいというようなことは言っております。

○江頭委員

であれば、この起案内容がまた違うじゃないですか。12月21日にそこまで——当時総務部長であった畑瀬副市長が、プロバスケットボールチーム、バルーナーズという名前は出さなくても、プロバスケットボールチームのことをここで指示しているというのであれば、当然、この起案内容が財産活用課副課長から上がってきたときに、一番要請している

し、当時総務部長はこれを見て、いや、内容はこれじゃいけないよと、これだとみんな、教育委員会にしろ財産活用課にしろ、承認者の人たちには理解できませんよということは考えなかったんですか。

○畑瀬副市長

基本的にプロバスケットボールチーム専用の体育館ではないわけですので、将来的には地元の皆さんと市民の方に使ってもらって体育館になりますので、あえて施行の目的をプロバスケットボールチームと入れる必要はなかったのではないかと考えております。

○江頭委員

そうであれば、シャワー室の依頼とか、そういうことを一プロバスケットボールチームが総務部の財産活用課のほうに要請するというのをどう考えられますか。そんな要請というのが……

○畑瀬副市長

今、財産活用課副課長が言いましたように、体育館で今シャワールームがあるところが多いと。ですから、誰が使おうと、やっぱりシャワールームは要ると。ですから、要望を受けてそのままではなくて、それを受けて、本当にそれで正しいか、特定のところに便宜を図っていないかというところは、一般的に市民に対して説明がつくかというのは検証していると思います。

○江頭委員

いや、私が言うのは、便宜を図るって、誰に便宜を図ったんだということなんですよ。今、誰が聞いてもプロバスケットボールチームがそこに——今、建設中のところに出向いて要請するという事は、それ以前にきちっとプロバスケットボールチームが使用するという事、専属的に使用するという事でない限り、そんな要請というのは、普通わざわざ富士町まで来て、市民のために将来使うからシャワールームがあったほうがいいですよなんていう要請をやるんですか。やらないでしょう、普通。

だから、今、便宜を図るという言葉が使われたんですけど、便宜を図るというなら、プロバスケットボールチームに便宜を図ったということしかないわけですよ。

○畑瀬副市長

当然、プロバスケットボールチームはこうしてほしいという要望はあります。ただし、役所としてできることとできないことがありますので、今回、私どもが公費でした分は、ほかの市民にも十分使えるものをしています。プライベートで使う倉庫とか、そういうものは自分で出してほしいと。だから、その切り分けはしているつもりでございます。○

江頭委員

もう一回まとめさせてもらいます。

そうすると、以前から上がっている起案内容と、今、副市長がプロバスケットボールチームに対する改修の部分というのが全く合わない。私が聞きたいのは、バルナーズを—

一番最初の質問に戻ります。総務部なりの皆さん全員がプロバスケットボールチームのために体育館を改修するということを認識したのはいつなんですか、実際この時系列の中で。じゃないと、こんなにスムーズにはいかないですよ。

そして、秘書課……

○山下伸二委員長

確かにこの起案書からいくと、バルーナーズが将来的に使うということは一切ないですよ。この起案書からいけばないですよ。ただし、どこかで皆さんがそれぞれの立場のところで、正式にバルーナーズの練習場として使ってもらおうということを意思疎通して、それを皆さんが認識しないと、こういった工事、例えば、設計変更についても進まないですよ。実際に使っていていいですよとか、今、工事していますので、現地を見てもらっていていいですよ、その日付は2月23日で行きましょうとか、そういった一連の調整は全ての執行部の皆さんが一つの認識に立っておかないとできないと思うんですけれども、そういったものを皆さんが大体統一的に意識として持たれたのはいつごろかというのはお答えできませんか。

○畑瀬副市長

12月21日の夕方です。

○山下伸二委員長

この時点で財産活用課も財政課も秘書課も、そこでそういったふうに将来的にはバルーナーズが利用するんだということに関係部署の皆さんが共通認識を持ったという答弁でよろしいですね。

○畑瀬副市長

バルーナーズが使うということは統一していませんけど、プロバスケットボールチームが将来来るということは言っております。

○山下伸二委員長

ごめんなさい、ちょっと具体的な名前を出しました。プロバスケットボールチームがこの体育館を将来的に使うんだということを認識したのは12月21日の夕方ですね。

○畑瀬副市長

それと、いきなりプロバスケットボールチームというのはできませんので、まだ社会人リーグのバスケットボールチームから始まり、将来はプロを目指していますけど、そうなるかどうかは、その時点で私は確約はできていません。

○川原田委員

ちょっと私の質問に答えてもらっていませんけれども、待っていますが、ずっと今までの一連の流れの中で、プロバスケットボールチームの所管が秘書課だということが挙がりましたよね。どういう立ち位置で秘書課が担当しているのか。やっぱりこれをまとめていくためには一つ一つひもといていかないと、先ほど言っていますように、私たちもこんが

らがっていますので、その答弁をお願いしたいと思います。

○畑瀬副市長

その当時、スポーツ振興課が教育委員会にございまして、サガン鳥栖もそうなんですけど、プロチームを所管する部署がないと。

(発言する者あり)

いやいや、その当時、教育委員会でしたので、ですから、市を代表して秘書課が所管したということでございます。総務部で。ですから、今、市長部局にスポーツ振興課が来ていますので、それは今後検討していきたい。

○川原田委員

所管が市長部局ということで秘書課ということですけど、具体的にどういうふうなお話をされているのかな。どういうふうな話で進められているのか、お聞かせ願えますか。

○山崎秘書課長

ただいま副市長のほうの説明しましたように、サガン鳥栖のほうも……

(発言する者あり)

失礼しました。そういうこともあって、秘書課のほうで担当させていただいております。もちろん秘書課のほうで何でもかんでも決めてできるということじゃありませんので、秘書課のほうでは広報がありますので、広報的なものについては、私、秘書課長の判断でやることはできるんですが、それ以外のことにつきましては、それぞれの担当部署のほうにうちからつながせていただいて、そちらのほうで判断してやっていただくということで進めてまいりました。以上です。

○野中宣明委員

そしたら、財産活用課とかそれぞれは秘書課からつながれたということですか。まず、プロバスケットボールチームと佐賀市の窓口は秘書課でいいんですか。

○山崎秘書課長

秘書課でございます。

○野中宣明委員

そうなると、秘書課がまず全部受けて、そのまま財産活用課とかにこういう話が来ているけど、話を聞いてくれないかというようなつなぎ方をされているということですね。そのまま素通りでいっているんですか。少し秘書課でもんだりとかしているんですか。

○山崎秘書課長

特段、うちのほうで検討する権限もございませんので、担当部署がそれぞれありますので、そちらのほうにおつなぎするというようなことでやってまいりました。

○江頭委員

そうすると、この時系列でいくと、12月11日というのは秘書課に行ったんですね。

○畑瀬副市長

12月11日は、そうですね、総務部長と秘書課で受けております。

○山下伸二委員長

先ほどの説明では、当時の畑瀬部長と竹原社長の2人でお話をなさったということ……

○江頭委員

だから、最初から一つこうやると、もう——木曜日からそうなんですよね。言ったことと今話すことがずれるから、ずっと同じことを木曜日からやっているんですよ。

いや、そうでしょう。実際、木曜日の午前中には市民のために改修をやった。でも、副市長の午後からの答弁だと、いや、ここにプロバスケットボールチームの問題が出てきてこうなっているんですよ。だから、この紙に書いた説明のときでも竹原稔社長との問題を最初に言われたじゃないですか。でも、今ここにまた秘書課が窓口になったと言われると……

○畑瀬副市長

秘書課が窓口じゃなくて、私と竹原社長が面会して決めたということは言うております。別に秘書課が窓口とかじゃないです。ただ、私が総務部長として秘書課の者を同席はさせております。ですから、決してずれたことを言っているつもりは全然ないです。

○千綿委員

設計変更の件で、プロバスケットボールチームの意見という前に、それまで企画調整部ですとあそこをどういうふうにしようといっただけで考えられていたじゃないですか。そしたら、まずそこに聞くのが本来の筋じゃないですか。例えば、多目的スポーツのように体育館を使いますというのは基本構想の中に入っているわけですよ。校舎を改築しますよの中に、いろんな施設が入ってくるわけですよ。そしたら、あそこにシャワーがなければいけないとかいうのは、学校本体の改築がどうなっていくかで変わってくる可能性もあるわけじゃないですか。例えば、今度シャワー室ができるかもしれんわけですね。ということは、僕は本来、企画調整部が持っていた基本構想を、こういう要望が上がっているからシャワールームをつけたいんだけどどがんねと、その構想とそごが起きないですかというのを聞くというのは当然されたと思うんですが、されましたか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その分については、当時の企画部のほうとシャワールームの件と、あと、スポーツ施設のためのラインを引いていたと思うんですけども、どのラインを幾つ入れるかというのは調整させていただきました。以上です。

○千綿委員

済みません、古賀部長が当時企画調整部だったと思うんですが、そうなってくると、体育館にシャワールームができたおかげで、本体の設計に影響が出るというのはないという判断でオーケーしたということではないんですか。

○古賀地域振興部長

本体は簡易宿泊施設ということで、定員が150名ぐらいを想定しておりました。当然、体育館のシャワーの数だけでは全然足りませんので、そこができたからといって、本体の部分を省くという話にはならないというふうに思っていました。

それと、体育館で利用される方、合宿施設を利用せずに体育館を地元の方が利用される場合もありますので、そういう方にとっては利便性は高くなるのかなというふうに思っておりました。

○千綿委員

わかりました。そう聞かれて、当然打ち合わせされているのであればいいんですが、通常、市が何かを建設する、もしくはしたときに、地元の要望とか出てくるじゃないですか。私たちがつなぐときには聞き入れられないんですよ、実際は。いい例を挙げれば、鍋島小学校の体育館をつくるときに、地元体協から、この種目とこの種目とこの種目のラインを引いていただきたいという要望を出したんですけど、なかなか受け入れられていないんですね。という、今回、さっきは江頭委員も言ったように、発注者側が受注者である建設会社と設計変更するとき、その意見は地元でも何でもなし、使われる予定のところの意見が通ったということを考えると、そこはある意味、担当課の判断だけでなく、総務部長がそういったことを、やっぱりそんな意見が出ているなら変えなければいけないよねという話で命令するしかないと僕は思うんですけど、どうなんですか。担当課はどうなんですか。そういう指示があったんですか。それとも、近ごろはやりのそんたくですか。例えば、総務部長のそんたくをして変更したとかあるんですか。

ずっと私が聞いていて思うのは、畑瀬総務部長が全部指示してやらせたというふうにししか見えませんよ、正直。だって、行政財産のやつを普通財産にすれば総務部管轄になる。窓口は総務部である。そして、本来、企画調整部が持っていたあその体育館を普通財産にして総務省所管にして、こういった形で支援しなさいということで命令したようにしか見えませんよ。職員は単独でできるわけじゃないじゃないですか。それははっきり言って、畑瀬総務部長がそのときリーダーシップをとって、指示を出してやらせたとししか見えんわけですよ。

○畑瀬副市長

見るとかじゃなく、実際21日には指示を出していますので、だから、全て私の指示で職員は動いています。

詳細までは、ラインのこととか、現地に一々立ち会うことはできませんが、私の指示がそのままいろんなところで生きてきている。それを今ちょっとそんたくとおっしゃって、そんたくとか、そんな大それたものじゃないとは思いますが、私の指示が背後できいているのは間違いないと思っています。

○千綿委員

じゃ、言わせていただきますが、再度僕は副市長に聞きましたよね。このプロバスケッ

トボールチームの運営会社と何か関係があるんですかと。関係ないと言われましたね。今でも一緒ですか。実際、そこに竹原稔社長の子会社みたいな形になっていますよね。次男が社長ですから。その役員は出していただきました。社員とも全然関係ないということではないんですか。

○山下伸二委員長

副市長と。

○千綿委員

副市長が関係あるかないかと。

○畑瀬副市長

竹原社長とは非常に深い親交を持っています。

○千綿委員

実は私の得ている情報によりますと、副市長の息子がそこに勤務されているんじゃないですか。ということになると、実際勤務されているのであれば、やっぱり意図的にそういう決定の中にそういうのが入ってくるんじゃないかなという気がするんですよ。だから、そこをお尋ねしているんですよ。

○畑瀬副市長

個人的なことをここでどうこう言われるのはちょっとどうかと思うんですけども、6月30日まで九州電力に勤務してまして、7月1日から北陸の竹原社長が持っている薬局運営会社に勤めております。

○千綿委員

今はこちらじゃないんですか。私がいただいている名刺は、こちらの佐賀市の住所になっているんですけど。要するに今回のバスケットチームを運営する戦略室にかかわりがあるということをお願いしているんですが。やっぱりそういう疑いが出てくるわけですよ。だから、僕があえて聞いているのは、そこら辺を言っていただければと思います。

○畑瀬副市長

どういう使われ方をしているかは竹原社長に任せていますので、私はその実態は知りません。

○山下伸二委員長

よろしいですか。ほかにないですか。

(「ちょっと随契のことでいいですか」と呼ぶ者あり)

○重松委員

起案内容の中で、契約方法で随意契約という形になっていますけれども、原則はやはり競争入札だと思うんですよ。特に、金額が小さいとか特殊な技術が必要といった場合は随契でもいいと思うんですけども、随契のガイドラインというか、その契約規則みたいなものがあると思うんですよ。そこら辺はどうなっていますか。三島副部長が詳しいんじ

やないかと思いますが。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

今、おっしゃいましたように、契約に当たっては一般競争入札が原則と。それがかなわない場合は指名競争入札、あるいは随意契約という順番になっております。

佐賀市の場合ですと、1,000万円がラインということで、基本1,000万円以上を一般競争入札、それ以下については指名競争入札という形でやっております。

委員がおっしゃいましたように、自治法の施行令とかで随意契約でやれる理由というのが決められております。その中で、1つは、工事でありますと130万円以下の分については随意契約でやっていいよというようなのがございます。それ以外にも何項目かございまして、今、皆様方のお手元に起案文書が多分行っているかと思っております。その中で、随意契約の理由書ということで、自治法施行令の第167条の2第1項第5号により随意契約ということで記載があるかと思っております。この分につきましては、緊急の必要があるということで、この随契の理由に該当するということで随意契約をさせていただいているところでございます。

随意契約を行う場合におきましては、業者2者以上から見積書をとることがございますので、そのために、今回、地元でもありますこの2者について見積もり徴収して業者を決定したという流れになっているというところでございます。以上でございます。

○山下伸二委員長

資料で示していただいた5ページと6ページの分ですね。

○重松委員

随契できた場合は、競争性がやっぱり失われて、例えば、割高になるとか、そういう可能性もあると思うんですよね。そういった場合、どう説明できますか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

競争性を確保するために、最低2者以上から見積書をとるということでやらせていただいております。以上です。

○野中宣明委員

済みません、時系列の先にとにかく、平成30年1月16日に富士——要するにこの方針が決定して改修しますよということを地元には——議会には当然説明は一切あっていないんですけど、地元には説明があっているということなんですか。平成30年1月16日、富士自治会長会になっているんですけど。ちょっと確認です。

○武富企画政策課長

今回、資料をおつけしておりますけれども、39ページからになるかと思っております。

1月16日に富士町の自治会長会が開催されております。40ページの頭になりますが、富士小学校跡地につきまして、2月26日に住民説明会を予定しておりましたので、その案内の依頼に行った際に、こちらの分のお話をさせていただいているというようなことでござ

います。

○野中宣明委員

そしたら、改修しますよということを説明されたということですね。

○武富企画政策課長

今回、40ページのほうに議事録を職員のほうがまとめていただいておりますけれども、この際に体育館の利用要望があるので、床等の改修を先行してやりたいということでお話をさせていただいております。以上です。

○野中宣明委員

ちょっと今すぐ目を通せないんですけれども、要は体育館を使わせてくださいというお話は地元からここであったんですか。

○武富企画政策課長

この分につきましては、そもそもこの富士小学校跡地について自治会を窓口 to 今後の構想等をまとめさせていただいております。その際、住民代表者のほうに委員会を設置していただきまして、そことのお話をしておりましたので、まずもってこの自治会長会の前理事会という8名で集まられるところでお話をいたしました。こういったことで先行的に体育館の改修を行いたい。そこの役員会の場で、そしたら、地元の自治会にも話してほしいということがございますので、そこで自治会全員にお話をさせていただいたということがございます。

○野中宣明委員

そしたら、何で議会に報告できなかったんですか。その後。

○武富企画政策課長

富士小学校跡地につきましては、9月の総務委員研究会、それから、4月に新たに所管がえをする際にお話をさせていただいているかと思えます。

ここでは、こういった形になるかというのは当時まだきれいにわかっておりませんでした。先ほどから申しますように、窓口として協議している相手ということもございましたので、大まかな概要の説明をまずは理事会にということとさせていただいたというところがございます。

○野中宣明委員

だから、なぜ同じ内容を議会に報告できなかったのか、理由。説明できていないですよ。私たちは一切この時点でも聞いていないですよ。いまだに聞いていなかったのです。

○武富企画政策課長

この2月の段階では富士小跡地、基本的なコンセプトに関しては変わっておりませんでした。ただ、委員おっしゃいますとおり、実際のやり方、段取りで変わりましたので、そこは説明すべきだったかというふうに思っております。

また、4月の説明会の折にも体育館については御説明した折に、その際にもきっちりと

説明すべきだったかというふうに反省しております。以上です。

○野中宣明委員

反省しているということですけど、じゃ、これは課長の責任になるんですか。議会に説明できなかったことは。

○武富企画政策課長

この分につきましては、当然、説明等々は私のほうで行っておりますし、それから、4月に所管がかわったにしても、そこまでは企画政策課のほうで担当しておりますので、こちらのほうに責があるかというふうに思っています。

○川原田委員

今の書類を見せてもらっても、ずっときょう委員会の中で地元からかなり声が出ていると。これだけですか。結構声が出ているということですけどお話しされていますけれども。これでたくさん地元の意見が出ていると課長は思っているの。

○武富企画政策課長

地元の意見に関しては、ここではあくまでも自治会長会にお諮りしたときの御意見ということに記載しております。午前中にもありましたように、それぞれの所管部署に対してどういった意見が出ているかというのは把握しておりませんが、こちらに記載している部分、意見なしという部分ではあったんですけども、役員会においては地元の方も利用できるような形でやってほしいというような声はいただいているというところでございます。

○川原田委員

それはわかりますよ。それはわかりますけれども、いろんな御意見が出ていると聞いているんですけども、肝心の一番大きな自治会長会でこの程度しか体育館の活用とかそういうことは出ていないんですかということなんです。じゃ、どこでどういう場所で御意見というのが出ていますか。

○武富企画政策課長

こちらのほうには記載しておりませんが、富士小学校の跡地活用については自治会のほうを窓口として協議させていただき、その際に検討会議というのを開かせていただいております。それは自治会の代表の方十四、五名で成るところですけども、その協議の中では、例えば、体育館が一般にも使えるものであってほしいとか、それとかこういった競技ができないかというような各種意見はございます。ただ、そこはこの当時、基本構想をまとめる段階でございました。その中での基本的なコンセプトはいろいろなスポーツができること、それから、地元も利用できるような施設にしてほしいというような意見は聞いておりますので、そういった感じでの基本構想のまとめにはそれで進んでいるというところでございます。以上です。

○川原田委員

じゃ、その検討会議というのはどのくらいの頻度で行われて、どういうメンバーで行わ

れているんですか。というのは、きょういろいろやっておられて、ずっと出ているから、私も個別に富士町の方に確認をとったんですけれども、ほとんど知らないという方が多かったものですから、どういうふうな形で検討委員会を、ちょっと教えていただけますか。

○武富企画政策課長

もし資料がありましたらですけれども、4月20日の企画調整部の企画政策部のほうから取り組み状況でおつけしている資料の……

○山下伸二委員長

委員研究会資料の総務委員会、4月20日——ごめんなさい、サイドブックのほうを見てください。サイドブックのホームから06番の委員研究会を押してください。その中の01番、総務を押してください。下のほうにずっと行きますと、平成30年4月20日、こちらの富士小学校跡地事業に関する取り組み状況と基本構想とあります。こちらの上のほうの富士小学校跡地活用に関する取り組み状況について（企画政策課分）、これを——いいですか。その資料でいいですよ。

○武富企画政策課長

こちらの最初のほうの経過で書かせていただいておりますけれども、中段以降に8月5日、地元窓口組織と候補者の連絡調整会議、それから2月まで10回開催というふうにしております。こういった形で地元の方から選んでいただいて、構想について御議論いただいているところです。

そのメンバーにつきましては、その後の取り組み状況の資料になるかと思いますが、委員の方から13名来ていただきまして、いわゆる構想の中で体育館をどのようにしていきたいかという協議はここでやらせていただいていたということでございます。

先ほど来言われています今回の着工に関する要望が直接この委員会の中で挙がったということではないということは申し添えたいと思います。以上です。

○山下伸二委員長

いや、ですから、基本構想をいろいろ地元の方と検討する中で、こういうふうに使いたい、ああいうふうに使いたいという意見が出ていたのは、それはわかります。ただ、今、川原田委員が言われたのは、具体的に工事を先行してするに当たって要望があったということだったので、そのことを言われたんですけれども、一番最初、13時30分から再開するときに、冒頭、副市長のほうからそういった地元からの正式な要望はなかったという御答弁がありましたよね。それをもう一回確認。

○武富企画政策課長

済みません、私のほうが勘違いしておりました。あくまでも今回の着工に関しての御要望ということではなくて、私が申し上げたのは、基本構想を策定する際の御意見ということで承っております。

○富永委員

済みません、ちょっと確認ですけれども、1月16日に自治会長会議があつて、2月26日に住民説明会があつているんですけれども、この間、体育館の改修に関しては話があつたということですけど、この時点でプロバスケットボールチームが使うということは地元の方への説明というのはあつているのでしょうか。

○山下伸二委員長

1月16日に自治会長会で先行して体育館を改修しますという報告をされていますよね。そのときには先ほどの副市長の発言からいけば、12月22日の夕方にはプロバスケットボールチームが使うという方向性は全員が認識していたということですから、改修するときそういうふうにはプロバスケットボールチームが使いますよという説明を1月16日の自治会長会及びそれ以降に、何か説明されたんですかということです。

○山崎秘書課長

3月13日に自治会長会が開催されておりまして、そのときにブルーナーズが富士小学校体育館で練習を開始ということの説明されて、秘書課のほうが窓口になりますということで挨拶にお伺いしております。以上です。

○山下伸二委員長

ごめんなさい、日にちをもう一回。3月……

○山崎秘書課長

3月13日でございます。その自治会長会でございます。

○山下伸二委員長

これはプロバスケットボールチームが行かれたんですか。

○山崎秘書課長

はい、それに同行しております。

○山下伸二委員長

秘書課がですね。

○山崎秘書課長

秘書課が同行しております。

○山下伸二委員長

それまでは、1月16日の自治会長会の際には、そういった話は何もされていないということですか。じゃ、一番最初に地元で説明されたのは、この3月13日ということによろしいですか。その前にはされていないということによろしいですか。

○武富企画政策課長

そのとおりでございます。

○富永委員

そしたら、2月13日に契約して、その日ですぐ着工されているんですけれども、その後、2週間で2月26日の住民説明会では一切、今、改修工事をやっているとかプロバスケットボ

ールチームが使うという説明はされていないということによろしいですか。

○山下伸二委員長

説明されていないんですね。

○武富企画政策課長

そうです。

○山下伸二委員長

説明していないということです。

○野中宣明委員

武富課長、済みません、1月16日に説明されているじゃないですか。資料40ページの体育館の利用要望があるので、改修を先行してやりたいので、了承をお願いしたいということで説明されていますよね。体育館の利用要望は誰なんですか。そして、改修を先行してやりたいということで、そのプロチームの話はされていないということなんですけど、ちょっと確認。

○武富企画政策課長

この日に御説明を申し上げたのは、体育館の利用要望、これが社会人チーム等からああいったところを使いたいという声が上がっておりますので、本来はコンセプトの中ですべきかもしれないけれども、もともとのコンセプトをずらさない、いわゆる体育館として活用することは変えないので、その分だけ先に改修等を行わせていただきたいということでお話しております。

繰り返しになりますけれども、富士小学校跡地に関してどういうふうにしていくかということとは自治会と協議させていただきましたので、そこで、ここで了承というような言葉を使わせていただいたというところでございます。

○野中宣明委員

もう少し詳しく知りたいんですけど、さっきからずっと総務部と私たちやりとりしていて、急に企画調整部のほうに話移ってきているんですけど、企画調整部はずっと起案とか、こっちはずっと話は煮詰まってきたんですけど、このプロバスケットボールチームの話は、この時点では企画調整部としてプロバスケットボールチームの詳しい内容とかやりとりというのはわかった上で、これを地元の説明されたんですか。

○武富企画政策課長

詳しい内容がどこまでかということにはなりますけれども、基本的には社会人チームというふうに御説明を申し上げておりますとおり、当時はまだ社会人チームからスタートするというので、そういった構想があるチームが参加されるということは、この時点では理解しておりました。

○野中宣明委員

ちょっと何かややこしくわからなくなってきたんですけど、部署のかかわり方というところ

ころで見ると、今、企画調整部が出てきて、ほんと初めて出てきたんですが、その前からいくとずっと財産活用課とやりとりしていて、秘書課が担当の窓口だとなっていて、これは本来どこが説明しに行ったほうが改修工事を地元が一番理解できたんですかね、そもそも。これは多分地元はよくわからなかったんじゃないですか、この説明会。

○武富企画政策課長

委員おっしゃるとおりの部分が多々あるかと思います。といいますのが、先ほどこちら時系列にも書いておりますとおり、18時からの役員会にまずお伺いしております。そもそもこの日の目的は、繰り返しになりますが、2月末の住民説明会の周知をお願いしたいということでお諮りをしに行った部分ですけれども、あわせまして、こういったような話があるという御説明を役員会のほうでさせていただきました。そしたら、そういうのは全自治会長会、いわゆる19時からある自治会長会にも話してほしいという要望もございました。その際、本来は所管します財産活用課が説明するのがもっともだろうということではあります。そこも本日伺っておりませんということも言ったんですけれども、それでもいいから概要を説明してほしいという要望があって、私のほうから御説明したというような内容になっております。

○古賀地域振興部長

済みません、補足になりますけれども、1月16日に富士自治会長会の役員会に行ったのは、あくまでも基本構想のたたきができて、これから詰めていきますというのを2月26日に住民説明会を開いて説明させていただきという目的で行ったということです。

ただ、役員会の席で、財産活用課のほうで体育館は先行して改修されますというのを伝えたら、ついでに19時からの自治会長会にも伝えてくれと、財産活用課はわざわざ来なくていいというようなことを役員会で言われましたので、そういう説明をしたということでございます。目的は、基本構想のたたきを2月26日に説明させてくれということをお伝えするというのが目的でございました。以上です。

○千綿委員

財産活用課にちょっとお尋ねですが、あそこの費目で耐震工事を今までしたことはありますか。ちょっとお尋ねです。

財産の維持管理経費ですよね、あの目。あの中で、今度、耐震の工事もされていますよね、当然ながら。以前もそういった公共施設の中で耐震補強が要るからということで耐震の工事をされているのかどうか。それ以前に。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

基本的に普通財産のほうで建物を持つというのはレアなケースでして、今まで普通財産の管理経費の工事費で耐震補強するという工事は今回が初めてです。

○千綿委員

目の支出には問題ないということでもいいんですか。その支出の中で耐震工事、要するに

維持管理するという部分での耐震化工事をするということで、法律上は全然問題ないと考えていいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

普通財産を管理する予算を管理経費の中で持っていますので、その工事費ということで間違いはないと思います。

○山下伸二委員長

ありませんと言わんば。

○千綿委員

済みません、古賀部長が企画調整部長のときに、本来、過疎債を使えたというような御発言がありましたが、例えば、今回その2,800万円、ちょっと端数は別として、あらあら2,800万円、過疎債を7割使うとして1,960万円になるんですが、全部が対象になるかどうかはまた別問題じゃないですか。2,800万円のうちの大体どのぐらいの金額が過疎債で充当できそうだと思いますか。

○古賀地域振興部長

私が申し上げたのは、この富士小学校跡地の全体計画の中に入れたとして、今回、補助の採択を受けたんですけれども、それを除いた分は過疎債に今回充当しているんですけれども、その一部になったのではないかというふうに思って、そういう発言をしました。

実際にこれを個別の体育館だけで申請した場合に、当然、県との調整とか国の許可が要るんですけれども、どういう形でどれぐらいの率でとれるかというのは、ちょっと今の時点ではお答えはできません。ただ、対象になれば過疎は100%で、70%が交付税算入ということになっております。以上です。

○千綿委員

済みません、今の窓口が富士支所と財産活用課と言われていましたね。現在のところ、プロバスケットボールチームが週5日、9時から13時やったですかね。確認です。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

週6日、月曜日から土曜日までで、以前は10時から13時でしたけど、一つ上に上がれるということで練習時間をということで、9時から13時変わっております。基本的には1週間のうち6日間。

○千綿委員

4月20日発足ですから、今年度になっていると思いますが、決算でなかなか言いにくい部分はあるんですけど、窓口だから、窓口で賃料というのはいただかれているんですよ。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

バルナーズについては、結構長く、3カ月のスケジュールを事前にもらうように向こうをお願いしております。遠征とかもあられるというふうに聞いていますので、使う使わないという。その予定表に基づいて、3カ月出してもらってございまして、そういう使い方

をしたいということであったので、1カ月ずつの実績表を出してもらって、それに応じて実績払いという感じでさせていただいています。

○山下伸二委員長

平成29年度の決算からちょっと離れています。

○千綿委員

仮に市として——ごめんなさい、担当課の徴収課じゃなくて、総務部の秘書課に聞きたいんですけど、例えば、先ほどの過疎債のこともあったんですが、実際、本来過疎債が使えるにもかかわらず、過疎債を外してやったということは、過疎債相当分の支援をしていくということの理解が私にはあるんですよね。要は過疎債を使わなくても一般財源から出して、それが、そのバスケットボールチームの支援になるんだよと私は思うんですけど、そういう判断は当然あったんだろうと私は思うんですが、そこら辺はそれで間違いないんですか。

○山崎秘書課長

今までそこまで——私は秘書課としてそこまで支援ということでは認識はしておりませんでした。

○千綿委員

そしたら、済みません、当時総務部長の畑瀬副市長、そういう認識でいいんでしょう。例えば、本来過疎債を使えたやつを、そこだけ早くして、社会人バスケットボールチームに使っていただくような準備をしたわけですよ。先ほど古賀部長が言われたように、本来であれば過疎債が使えたにもかかわらず、前倒ししてやったおかげで過疎債が使えなくなっているわけですよ。それは時間的な問題もあってということもあるんでしょうが、それは例えばの話、ちょっとざっくり言いますよ。2,800万円の7割は1,960万円。その1,960万円の支援を社会人のバスケットボールチームにしたという感覚でいいんですか。

○畑瀬副市長

そういう感覚は持っておりません。整備を急がせたのは事実でございます。ただ、それは早く使えるようにするというところで整備しましたので、そこで過疎債が使える——過疎債を使う比較は私はしておりません、その当時。

○千綿委員

例えば、住民訴訟ということで考えたときに、本来過疎債が使えるのを使わなかったというだけでもですよ——だから、その対価が僕は要と思うんですよ。その支援が、例えば、バスケットボールチームへの支援ですよという、別に悪いことではないと思うんです。そうしないと、過疎債を使ってやれたのを何で一般財源でやったのかという住民訴訟をもし仮に受けたときに返答できないんじゃないですか。

○畑瀬副市長

それは決裁の中にも書いていますが、劣化が、かなり損傷が激しくて、過疎債を使う

までにやっぱり時間的にかかります。年度初めに要望して、使うのに2年ぐらいはかかると思います、予算を要求しますと。2年間の間に劣化が進むより今したほうが良いという判断をしました。それとあわせて、バスケットボールチームが4月から使えるようにという判断をしておりますので、過疎債が使えない分がそのままバスケットボールチームへの支援ということは考えておりませんでした。

○千綿委員

仮に全部じゃなくても、そのうちの3割を支援と考えるということも考えられるじゃないですか。

先ほど言われたように、今からあそこを一体的に整備するわけです。今回、国の補助が内示があって7億円ですか、総額7億数千万円の金額で今度の補正に載っていましたよね。だから、本来そこにぶっこんで多目的スポーツのところでやっていくというのが今までの大体の構想でしたよね。それを前倒してやったということは、当然、老朽化はあるでしょうけれども、老朽化は逆にあそこでも一緒じゃないですか。きょう見に行きましたけれども、窓が割られているところはコンパネを張られていたんですよ、それ以上劣化が進まないように。だから、劣化が進まないように応急処置でもやって2年かけてやるというのが本来の姿なんだけど、そのバスケットボールチームへの支援をするために、それを外して前倒してやったということは、ある程度——全部が全部じゃないですよ。全部が全部じゃないですけども、その支援に当たると私は考えたんですが、いかがですか。

○畑瀬副市長

この決裁にも書いてありますように、床を削っているだけなんで、劣化が進み板が使えなくなったら床を張りかえないといけない、そっちのほうが高くつくんじゃないかと判断しています。

○千綿委員

済みません、古賀部長に、今度所管ですよ、全体の。全体の所管になるでしょう。そのときに、また手を入れなければいけないですよ。あのままじゃなかでしょう。今の体育館はそのままじゃないじゃないですか。そのまま使うんですか、全然外観も改修しなくて。

○古賀地域振興部長

大きな工事として考えていたのは、まず耐震補強です。それから、多目的なスポーツに使えるということで、バスケットボールに限らず、バレーとかダンスとかもできるような整備をしたいと思っていました。

私もきょう現地視察に行ったんですけども、今のところ現状で使えるのかなと。あとは管理運営会社と話をして、もしこれで足りないという部分があった場合には検討しなければならないと思っていますけれども、今のところは多目的に使えるのかなというふうに感じました。

○野中宣明委員

プロバスケットボールチームと佐賀市とどういった話をされたのかなというのが非常にあって、いわゆる体育館使用とか、そういったことで具体的に入ってきているんですけれども、契約内容とかは何か交わされていますか。

さっき千綿委員が言われたように、有償なのか無償なのかというところでいきますと、有償ということで1時間800円と言われましたね。そこら辺の契約は当然結んでいますよね。当然この話をスタートするに当たって。もう口約束ですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

一番最初に普通財産の使用申請書という感じで申請書をいただいております。それにプラス3カ月ずつのスケジュールをいただくように話をしています。

○野中宣明委員

それを出していただけますか。

○山下伸二委員長

出せますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

御準備します。

○山下伸二委員長

すぐ出せますか。準備していただいているのですか。

直接決算の審査とは関係ないかもしれませんが。

○野中宣明委員

もちろん4月以降の賃料となると歳入になるんですけど、私が知りたいのは、バルナーズとどういった賃料契約とか、決算の3月までの中で当然されてあると思うんですよね、工事に入っていますので。そこまでの期限の中での書類です。

○山下伸二委員長

その契約は昨年度にされていますかどうかわかる。

○江頭委員

これも木曜日に、この使用方法については、条例をつくるのが時間がタイトでだめだったから、今、佐賀市にある体育館条例を使うという話を聞いています。だから、時間当たり840円、これも体育館条例に基づいてという話を聞いたんですね。今、話が全然違いますよね。3カ月の実績払いなんていうのは、さっき野中宣明委員が言うように、これは決算の審査なんですけれども、年度がまたがっているから、思うんですけどね、こういう条例も契約——どういう契約か、今、持ってこられるでしょうけど、体育館条例に基づいてやると言ったんですよ。行っていると。こういう話をまたこの部分でも違う形というのは、これは当然、一連の3月までの部分でもプロバスケットボールチームと話し合いができて、いろんな交渉があったと思うんですけど、その担当は当然、当時の総務部長だったら

うと思うんですけどね、その辺まで話はしていないんですか。畑瀬副市長。

○畑瀬副市長

詳細は私は入っておりません。詳細などという契約にするのかとか支払いをどうするのかと。ただ、お金はしっかり取らなければいけないという形は指示しています。

○山下伸二委員長

今、契約書に基づいて3か月ごとの利用実績を出していただいて料金を徴収している。その中身について、契約を結んだ時点でどういう、昨年度に契約を結ばれているのでどうだったんだということで、今、資料請求されています。

それから、設計図は何か連絡が入っていますか。入っていないですか。

今、いつどのような契約をされたのかということと、今、江頭委員から出ました。資料がまだ出てきていませんので、また1時間以上……

○野中宣明委員

一般的に図面がないということはあり得ないんですよ。あり得ないですよ。だから、本当ですか。本当。

○財産活用課施設営繕係長

つくったのは間違いありません。現地の方にも業者と一緒に現場確認して、ここはこういうふうにしてほしいと。急ぎの図面でしたので、かなり口頭指示しているような部分とかもございましたので、簡単に描いた図面にはなってしまいます。そこで出していたものはあったんですけど、ちょっとそれが本当に見当たらないという状況で、申しわけありません。

○野中宣明委員

済みません、三島副部長、これも契約管理課で経験されたところでお話を伺いたいんですけど、こういったケースはあるんですか。やっぱりなくしたらいけないと思うんですけどね。やっぱり大切な文書ですから、後々何か起きたときに。保存のあり方とかデータのとり方とか、そういったことは一般的なルールといったのは佐賀市の中でどうなっているんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

一般的には、当然、文書規程というのがございますので、それに基づいて、収受した文書なり、そういったのは保存すると。当然、決められた保存年数とかが定められておりますので、それに基づいてきちんと保存するというのが原則だというふうに思っております。

○野中宣明委員

そしたら、こういうなくなったケースは何かほかにもあるんですか。

○三島総務部副部長兼総務法制課長

申しわけありません。ちょっと私が知る限りにおいては、そういったことは承知はしておりません。

○山下伸二委員長

資料が出てくるまで休憩いたしますが——どうぞ。

○宮崎副委員長

済みません、図面のこともなんですけど、耐震の構造計算ですが、あれで本当に大丈夫なんでしょうか。構造計算してあるんですか。

大体あの費目で耐震すること自体が珍しいというレアなケースと言われたですよ。現地を見てきたんですよ。あれで本当にいいんですか。

○財産活用課施設営繕係長

学校廃校前に一度、耐震補強の計算をされているものがございました。それをもとに、実際にやるとなれば、本当に計算するとなればどうなのかというところもあったものですから、地元の構造に詳しい業者のほうにも一度確認いたしまして、その内容できちんと補強させていただいたという部分になります。

○川原田委員

ちょっと関連ですけど、きょう現地で説明されたんですけども、要するに横壁とかなんとかよりも天井だということまで理解しておいていいわけですね、あの耐震のやり方は。

○財産活用課施設営繕係長

そのとおりです。

○川原田委員

そしたら、側面とかなんとかというのは耐震基準に合致しているということでもいいですね。

○

R Cの建物の部分については、耐震構造上、問題がないというふうに伺っております。

○山下伸二委員長

先ほどの資料は。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

市有財産の借り受け願い書が4月20日にサガスポーツクラブのほうから提出されて、このときに3カ月分の利用計画を一緒に出していただいています。ちょっとコピーはとってこなかったんですけど、こちらが原本になります。

○山下伸二委員長

4月20日に契約されているんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

4月20日に申し込みで、借りたいですということで。21日からお貸し……

(発言する者あり)

○野中宣明委員

契約は20日なんでしょう。正式な契約が20日。

○山下伸二委員長

4月20日ですね。

○野中宣明委員

ただ、それ以前に協議するでしょう、普通。それは一切なかったんですか。これは財産活用課でもいいですし、秘書課でもいいですし、どこかそういう話をされたところがあれば教えてください。

○山下伸二委員長

事前にですよ、大体3月中ぐらいにそういう話をしておかないと、4月20日に契約を結んで21日から使うというのは余りできないですよ。そういった事前の調整を財産活用課なり秘書課なりでされていなかったかと。

事前のそういった調整とか話は全くなかったんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

貸し方については、4月に入ってから、設置条例とかがありませんので、普通財産の貸し付けという感じになりましたので、近隣の勤労者体育センター、大和の体育センターの設置条例の料金表とかを参考にさせていただいて、このやり方でさせてほしいというのを4月の段階で起案を上げて、了承を得たのを準備としてさせてもらって、その後、申請させていただいて貸し出しに入ったという感じになります。

○野中宣明委員

通常、私が借りる側やったら、幾らやろうかと思うんですよ。高額なのか、それとも一部免除があるのかとか、気になる場所なんです、利用者側は。事前に一切なかったんですか、4月以前に。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

借りたいというお話は、総務部長も言われたように、指示があつて、私も2月23日に視察もあり、そういう対応をしていましたので、こういうふうになるなと思っていましたけど、金額は幾らになるとかは一切その場では話してはおりません。

○山下伸二委員長

ほかにはないですかと聞くのもちょっとあれだけれども。

休憩しましょうか。恐らく委員の皆様も、今の説明を受けてもう一回整理してというのがあると思いますので、15分休憩して、16時30分から再開したいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎午後4時16分～午後4時30分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、総務委員会を再開いたしますけれども、富士支所のほうから業務の都合でどうしても17時までには出なければいけないということでございます。あと30分程度しかないんですけれども、富士支所のほうに出席要請があったのが、地元とのやりとり、それか

ら、体育館の破損状況の把握の時期とか、そういったところについての説明を受けるために富士支所のほうに出席していただきたいという出席要請を受けて出ていただいていますけれども、それ以外で富士支所のほうにもしお聞きになりたい点があれば先に聞いていただいで退室いただこうと思っていますけれども。

○野中宣明委員

富士支所のほうに1点だけお伺いさせてください。

今、こういうお話、本庁でこういう計画が進められてきていて、地元と一番近いのは、やはり富士支所なんですね。支所はこの話をどこまで知っていたんですか。計画。

○鶴富士支所長

私のほうは4月に富士のほうに異動で赴任しておりますけれども、こちらの時系列の経過の一枚ペーパーの資料ですね、1月16日に体育館の使用の要望があっているということで、先行して改修工事を行いたいというお話が1月16日にあっております。それとあと、先ほどもお話がありました3月の自治会定例会に社会人チームの代表の方と秘書課のほうに来て、お話をされております。それ以上のことは存じておりません。

○重松委員

富士自治会長会次第でいろいろ依頼事項ということで5つぐらい載っています……

○山下伸二委員長

ページ数は何ページですか。

○重松委員

39ページ。これは全て体育館使用の件で申し入れが載っているんですか。例えば、富士町商店シール会なんか、ぺんたシール、これは実際、親が富士町商工会はないですもんね。北商工会になっています。大和しかないんですよ。ぺんたシール会はあるのはあると思うんですけれども、会員数が15名か何人かしかいないと思うんですよ。体育館利用というのは何を利用するんですか。

○山下伸二委員長

済みません、40ページをごらんいただきたいんですけども、40ページの⑥のところ、依頼名、富士小学校跡地について、ここで依頼していますということです。項目の一つです、前の分は。

○重松委員

そしたら、これは関係なかと。

○山下伸二委員長

これは自治会長会でそういった議題がある中で、その一つとして、佐賀市のほうから富士小学校跡地についてこういう説明会をするので、ぜひ皆さん出るように周知をお願いしますね。あわせて、使うので、先行して改修しますということだけを報告したということですから。

(発言する者あり)

○重松委員

じゃなかね。わかりました。

○山下伸二委員長

よろしいですか。

そしたら、富士支所は退室していただいて結構です。お疲れさまでした。ありがとうございました。

◎執行部退室

○山下伸二委員長

図面はまだ取り寄せできないですかね。まだですね。それだけがまだ積み残しで残ってしまって、本来、執行部のほうで保管しておくべきでしょうけれども、ないということなので、とにかく早目に、資料請求があつていますので、引き続きよろしくお願ひしたいと思ひます。

○江頭委員

これは決算ですので、原点に戻ると、目の流用はいいわけですよ。これは法的には全然問題ない。ただ、先ほど千綿委員からやつたですかね、要するに耐震工事でお金を使ったわけですよ、2,800万円の中で。そうすると、普通、財産等管理経費、こういう目の中で耐震工事に使うというのは物すごくレアな部分だと言われたんですけども、こういう財産管理経費みたいなので、幾らレアなケースといえども、こういう使い方というのは、これは——私も自治法的な部分はわからないんですけども、その予算の使い方ですね、その中で耐震工事の費用にこういう目の経費から使えるものなんですか。実際そういうことができるんですか。そして、今までそういうこともあつたんですか。

そしてまた、これは設計図の問題にもなるんですけど、当然、耐震の診断をするというのは、多分、廃校する以前にその耐震診断があつて、それを利用して設計に向かつたと言われるんですけども、そういうことでこの耐震工事をやるのが可能なんですか。そこだけを明確に答えていただきたい。

○大久保財政課長

予算立てのお話だと思いますが、大規模な耐震工事となりますと、それだけで1つの目を起こすということもありますが、今回は体育館の改修というようなところでありますので、工事請負費という費目で、普通財産管理経費の中で見るというのも手法としては当然あり得るといふふうに考えております。

これでもって、おかしいというわけではないといふふうに考えております。

○江頭委員

それはふだんもやるんですか、耐震工事、今までそういうケースをずっと行つてきたんですか。今まで耐震の工事が出てきた中でですよ。簡単に言われるけれども。

○畑瀬副市長

先ほど野田副課長が申しましたように、基本的に使用目的のない建物を財産活用課が持つことはございません。今回は学校を廃校した行政財産を普通財産に戻して、また数年後にあそこが合宿所として整備されたときには、どこかの行政財産に移しますので、今回は非常に特異な例だったと思います。

○野中宣明委員

今、普通財産の話をおっしゃられたんですけど、そうすると、教育委員会から総務部への所管がえというのは、廃校になったのがたしか平成26年であったので、その間、いわゆるそのままの状態になっていたと。そういう所管を変える、財産を変えるという議論は今まで一度もなかったんですか、教育委員会と総務部の間で。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

基本的には総務部の財産活用課のほうで所管するときは、更地の段階で、建物が解体された更地の状態で、土地を所管がえさせていただきます。ですので、そこまで建物を解体するという議論がなされていなくて、今度は活用というのを聞いておりましたので、その話ができるまでは、もし財産がうちを経由せずに教育委員会から地域振興部のほうに所管がえのときは、財産の所管がえという報告も財産活用課には上がってきますので、一旦、今回、起案のほうにも書いておりましたけれども、さわるとなると用途廃止している教育委員会では手をつけられないというのがありましたので、普通財産で一回所管させていただいて、次の地域振興部へ移すというふうな段取りをとらせていただいたという経緯になっております。以上です。

○野中宣明委員

そうすると、段階的に教育委員会から総務部に行って、今度また地域振興部に財産を移していくという計画ということですね。今のお話は。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

最終的にはそういうふうになります。

○野中宣明委員

改めてなんですけど、それは時系列でいくと何月何日でしたっけ。その方針が固まったのは。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

最終的に地域振興部のほうへ所管がえをするという針はまだうちのほうでは立てておりませんので、基本的には将来的に地域振興部のほうから依頼があって、財産の所管がえという感じで、うちのほう引き継いでいくという感じになるかと思います。

旧富士小学校の使い方という最終的な方針決裁は地域振興部のほうから出てくるのかなと考えているんですけど。以上です。

○野中宣明委員

それは当時の企画調整部のほうには御相談されたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

当時、企画調整部で持たれていましたので、将来的には向こうのほうで条例等の整備をどうしてもされるといふような感じを聞いておりましたので、そのときの段取りで所管がえをするといふような話は聞いております。それがいつなのかというのは聞いておりませんが、そういうスケジュールになるだろうといふふうに聞いておりました。

○野中宣明委員

いや、協議されたのかどうかということです。部署同士の協議があったのか、このことはどうですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

旧富士小学校を何年もうちのほうで普通財産で持っておくというのは限りがあると思っておりましたので、その点については話をさせてもらって、いつの段階で引き継ぐのか、そこまで詳細は決めておりませんでしたけれども、その話は企画調整部とはさせていただいていました。いずれ渡しますということですね。

○野中宣明委員

今、ずっとそうおっしゃられるんですけど、どなたとどなたが話をされたんですか。もう少しそこら辺の当時話し合った場、企画調整部、きょう見られていますので。

(「話をしたというならわかるやろうもん」と呼ぶ者あり)

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その当時の主で動かれていた桂主査のほうと私は話をしました。

○野中宣明委員

それは担当者同士の話で終わったんですか。上に上げられたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

担当者同士の話で、上はこういうふうになりますと、その当時の課長にはですね、鶴課長だったんですけども、報告はいたしました。

○野中宣明委員

じゃ、それは両部の、2つの部の部長まで話は上がっていったんですか。

○山下伸二委員長

わかりますか。上がったかどうか、担当でわかりますか。当時の総務部長と企画調整部長がいらっしゃいますので。

○畑瀬副市長

そこまでの具体的な話は聞いておりませんが、手続上、そうなるというのは理解しております。普通財産をいつまでも財産活用課が持つことはできないので、そのうちスポーツの施設として体育館は供用しないといけませんので、その当時は企画調整部というより、スポーツ振興課かなと私は思っていました。体育館の行政財産は。ですから、その後、4

月の機構改革で企画調整部になっていますし、あと、全体の中で富士小の合宿施設をどうするのかというにもよるので、それは企画調整部になるのか、教育部のスポーツ振興課になるのかはちょっとわからなかったんですけど、いつまでも総務部の財産活用課が建物を行政財産として持つことはないというふうに理解していました。

○野中宣明委員

その時点では企画調整部、きょう当時の部長もいらっしゃるんですけど、企画調整部で公募もかけて、プロポーザルもやって、案をちょうど練っていた時期なので、当然、企画調整部とまず話をしなければならないのが一般論だと思うんですね。だから、まず担当者同士で話をされて、それが課長に上がって、課長から部長に正式に上がってきたのか、総務部長と企画調整部長がきちっとそこの話がされて、そこが市の統一的な形でこの財産を動かしていく計画になるということがその時点でできたのかどうか、ここを教えてください。

○畑瀬副市長

体育館を先行して整備するというのは企画調整部と打ち合わせしております。ただ、その管理を2年後か3年後、あそこの富士小全体が終わったときにどこの所管にするかは、そのときにもう一度話し合うことに、現実的にはそうなりますので、そのときまで所管までは決めておりません。

○野中宣明委員

そうすると、当時の前総務部長でとまっていたということですかね。逆に当時の企画調整部長に聞きたいんですけど、そこは総務部のほうからそういったお話というのは何か受けた記憶があるのか、それか、さっき言われたようにそれぞれで話しされていますから、下から上がってきたのか、ちょっとそのルートというか、そこを教えてください。

○古賀地域振興部長

当時の畑瀬総務部長と、私は企画調整部長でしたが、直接その件について話をしたというのはありません。

ただ、あそこは当時、企画調整部で持っていて、その時点ではしばらくは持つだろうというふうな考えがありましたので、普通財産になっていて、それをいつかの時点で行政財産に変えなければいけないというのは認識していました。

行政目的としてその財産をいつから使うかというのは、例えば、工事に入るときなのか、工事が終わってでき上がってからなのか、そこはちょっと検討しなければならないというのは内部でも話をしておりました。

今回、体育館が先行して整備されたんですけども、体育館とそれ以外の整備の部分ですね、それはあわせて、さっき言った2つのタイミングのどこかで行政財産として、当時は企画調整部に所管がえする必要があったのかなど。ただ、企画調整部が所管としていいのかどうかというのは、先ほど畑瀬副市長も申しましたとおり、スポーツ振興課もごさい

ますので、そこはまた別で議論しなければならないというふうに思っております。以上です。

○千綿委員

そしたら、一番すっきりするのは、今回、総務部に普通財産にしなくて、例えば、教育委員会の行政財産を企画調整部が受けて整備するという方法もあったわけですね。ただ、その場合は当然補正を組まなければいけない。補正を組まなければいけないので、時間的に間に合わない。だから、一応総務部の財産活用課の所管にすれば流用でできるから、とりあえずそっちにやって整備して、今後、そっちに引き渡すという流れにしたという理解でいいんですか。そうしないと、行政財産を普通財産にするということは総務部のほうに移管するということじゃないですか。それを依頼しなければいけないわけでしょう。例えば、総務部から教育委員会に依頼したわけでしょう。依頼したんですか、普通財産にということで。こういう支援をするために活用があるので、普通財産にしてくださいという話になったんですか。さっき依頼されたとか言ったじゃないですか。

○畑瀬副市長

基本的に校舎も一旦、総務部の普通財産に全部まとめて教育委員会からしますけど、タイミングの問題はちょっとあると思いますけど、その後、その当時、企画調整部、今の地域振興部が整備を進めるときに行政財産——どのタイミングで移すかは別です。ただ、一旦全部普通財産にしています。

○千綿委員

いや、だから、僕が聞いているのは、一番すっきりするのは教育委員会から企画調整部に移して、企画調整部で一体的に整備できるじゃないですか。計画を持っているわけだから、構想を持ってやっているわけだから、本来は企画調整部が受けて整備をすればいいんだけど、当然ながら補正を組まなければいけないじゃないですか。事前着工できないわけでしょう。議会で新規事業で上げて補正予算を組んで、だから、間に合わないから、総務部で一応普通財産にもらって、そこで整備して4月から使えるようにしようという部分があったと理解していいんですか。

○畑瀬副市長

いや、補正予算を組まなくていいとかではなくて、そもそもあそこを、本来はもう少し時間をかけて、企画調整部の本来の整備計画をつくってから、まず一旦総務部が受けて、総務部から企画調整部に移管するんですけども、体育館の整備を固めた時点で総務部に移管してしまったという現状です。

○千綿委員

今の説明というのは、行政財産というのは通常、例えば、どこかの他の行政財産を移すときも、一回普通財産に変えて、そして、行政財産にするんですか。手続論なんですけど。

○山下伸二委員長

手続上どうですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、行政財産については、ダイレクトでできます。

○千綿委員

済みません、当時の企画調整部長にお伺いしたいんですけど、この話が来ました。市長と総務部長で話ができて、進行していこうということになったとします。企画調整部に行政財産が教育委員会から移って、そこで整備するというのがあったときに、時間的にこれじゃ無理ですよ、当然ながら。だからという認識でいいんですか。確認なんですけど。

○古賀地域振興部長

それでいいかどうかというのは総務部で判断されると思うんですけども、先ほど千綿委員が言われたように、教育委員会から直接企画調整部に受けた場合は、全体構想のスケジュールとして、工事は平成31年度末に完了する、そこまでその体育館を放置しておいていいかどうかという問題があったと思います。

それと、先日も申し上げましたとおり、体育館というのは今回の生産性革命の補助の対象外になりますので、そういうふうなことがあって総務部が緊急性を要するということが判断されたと思います。もし企画調整部でやるとしたら、平成31年度末までにしか竣工できなかったというふうに捉えています。

○千綿委員

済みません、もう一回確認なんですけど、例えば、今回の国の補助の対象外というのはわかるんです。でも、対象外なんだけど、一応過疎債の対象にはなり得たわけでしょう。そちらで持っておって、平成31年3月末という部分でよければ、それがあったということですよ。確認ですけども。いや、だから、それが使えたということでしょう。

○古賀地域振興部長

当然、全体構想の中から体育館だけを外すということになりますので、単独で体育館を改修した場合に過疎債の対象になるかどうかというのは、県との協議、それから、国の許可を得なければいけないと思います。

その辺になると所管が総務部の財政課になるんですけども、絶対に対象になったかどうかというのは、ちょっと今の時点とか、私の口からそういった確実なことは申し上げられません。

○江頭委員

確認です。ここの体育館を使う、使用するという点でサガスポーツクラブとも、ただ、普通財産の使用許可申請だけで済まされたのか。あと、何の契約もサガスポーツクラブとはいいませんか。長期にわたって一企業が使うということにおいて、ただ、普通財産を、何日だったっけ。ことし4月20日、そして、21日から使用開始、もうこの申請だけで、何らほかの契約とかいろんなあれはないんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

この体育館の使用についての借り受け願い書は申請書をその分でいただいて、3カ月刻みのスケジュールをいただいてしています。それが1つと、きょう来ていただいた、現地を見ていただいたところに物置というか、プレハブがあったと思うんですけども、どうしても時間貸して体育館のほうはさせていただいていますので、備品とバスケットボールのボールとかも体育館に置きっ放しとかは、ほかの人が使った場合にあれなので、あと、着がえるところとかが欲しいと言われましたので、あそこのプレハブのところについては、もう一つ、普通財産の賃借願を出されていまして、そこの土地のところだけは貸しております。それについては1年間の貸し付けが認められていますので、一応申請に基づいて3月末日までを貸し付けを土地の部分だけ。電気代とか自分たちで九電から引っ張ってされている分については、自分のところの費用でされています。その土地の貸し付けの契約は交わしております。

○江頭委員

ほかに普通財産でそんな形で長期で何か使わせている施設はあるんですか。そして、いまだかつてこういうケースはあったんですか。

すいません。

○畑瀬副市長

最初にやっぱりプロのバスケットボールチームの練習場として確保したいということで、実際使われていない、ほぼ数年間ほったらかした体育館がございましたので、そこを改修して使用できるような状態にしたということで、今回は非常に例外的な話になっていると思います。

○江頭委員

だから、一番最初に副市長に木曜日に言ったのは、副市長の答弁はサガスポーツクラブの依頼があって、そこから始まって、自分でずっと皆さんに指示してきたというふうに言われたんですけど、皆さんは、いや、地元の要望があったりとか、私が今聞くのは、こういうケースというのはほとんどまれですよということですよ。そういういろんな契約を、体育館の使用方法においても、つくる暇がないからということで条例もつくらない。そして、今ある体育館条例を参考に、それをもとに申請したというだけですよね。そういう非常に大ざっぱな、簡単に言うと、こういう形で申請して、普通の一企業に使わせるのかと、使用させるのかというのが、私たちずっとこの議論をやりながら、何か特別的にサガスポーツクラブに対する便宜というのがどうしてもぬぐい去れない。今回の時系列を見ても、こういう目の流用に関してもですよ。そのあたりがすっきりしないから長々といろんな角度から皆さん話をしているんだけど、こういうことというのが、今、副市長はあくまでもプロバスケットボールチームの支援だということであれば、支援の、こういう練習場の問題でももっとやり方はあったんじゃないかなと思うんですよ。非常に私たちにも

見えない。決算で言われました。この決算で議会も見つけきれないからというようにところも今来ているんですね。私たち議会にも瑕疵があるじゃないのかと。でも、誰が見たって、ここからこの話を拾えというのは、それは無理です。この説明がない限りはですよ。

それはやっぱり考えてもらわないと、そんなら、いろんなところの疑問で全部資料要求にしか今からならないですよ。それは副市長が総務部長のときに動いた結果なんですよ。この部分というのは、こういうやり方というのは、非常にここまで問題になるというのは、副市長、あなたが総務部長時代にプロバスケットボールチームを支援するという上においても、余りにもこういう問題を引き起こす結果だと思わなければならないんですけど、いかがですか。

○畑瀬副市長

今回のことにつきましては本当に反省させていただいております。

ただ、私の思いとしては、このブルーナーズの資料にありますように、B1を目指すプロバスケットボールチームをつくるというサガン鳥栖で実績のある竹原社長からの依頼でしたので、私はそれに夢をかけてやったつもりですけども、それが結果としてこんな事態を招いてしまったことには深く反省しております。申しわけございません。

○宮崎副委員長

ちょっとその貸し付けの件でお伺いしたいと思いますけれども、3カ月ごとに契約でいいんですかね、この場合は。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

スケジュールをいただいています、あと、こういうふうにはブルーナーズが結構使われておりますので、向こうのほうからも、ほかに借りたいという方があったら早目に言ってもらったらスケジュールは変えることもできるのでということも言われていますので、優先的にほかの方、自治会とかから申し出があった場合にはブルーナーズのほうに譲りますというふうなことは向こうから言っていますので、そういう調整は財産活用課のほうでさせていただこうとは考えておりました。

あと、精算については、1カ月ごとの実績報告をもらって、それに応じて納付書を切ってお金を支払ってもらっています。予定については、3カ月、3カ月に早目に出していただくという感じで考えております。

○宮崎副委員長

今、佐賀市の普通財産の法規を見ていたら、長期にわたって借りる場合その他市長が認めない場合は、お金は前納してくださいというふうになっているんですけど、そこら辺の整合性はどういうふうにとられていますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

時間で申請を10時から15時までとかももらっていましたが、どうしても使っていない時間とかも、還付とかある場合も想定されます。ほかのところでも普通財産の貸し付け

で、使う予定だったけれども、使わなかったときには還付で戻したりとかいうのがありましたので、前回お伝えしたように、ほかの企業が1つローンのほうでされている、その分については日にちを事前にこの日だと。体育館もあるので、事前に納付してもらっていると。バルーナーズについては、申しわけございません。土曜日とかも借りられていますので、その実績表を出してもらって、それで事後で払っていただいているという取り扱いにしております。

○千綿委員

そしたら、そのチームは鍵は持ってあるということですね。当然ながら。鍵の保管はどこがされているんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

おっしゃるとおり、月曜日から土曜日まで基本的に借りられていますので、土曜日の鍵の貸し借りがどうしてもできない関係上、ワンセットお貸しして、そのときには合い鍵等はつくらないようにという感じでは申し伝えをしております。

○千綿委員

済みません、普通財産の鍵を一チームに貸し出すというのはありなんですか。例えば、契約はされているでしょう。使用期間もわかります。鍵の受け渡しができないから1セットやっていますもんねと。結局、誰かがそれを管理というのはないわけですね。要するに向こうが言われているのをそのままということでしょう。要するに実績を出されて、それで精算していますと今言われましたよね。誰かが管理しているんですか。ああ、何時ぐらいから使われましたねと。僕たちが行ったときも、もう来られていましたもんね。9時ぐらいから来られていました。誰か見ている人とかいるんですか。

普通財産で財産活用課が管理していくんですね。鍵はお渡ししています。そのチェックというのはどこがしているんですか。使われているチェックとか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

それについては実績表のみで見させていただいています。

○千綿委員

そしたら、ほかにそういうところはあるんですか。いろんな体育館とかあるじゃないですか。私はあんまりそういうのを聞いたことないですね。僕たち体協で鍋島小学校の体育館を使うときは全部、鍵は管理しているところに持って行って、また次の人が借りるといのがパターンであるので、どこかのチームに鍵を上げるとか預けるとか聞いたことないんですけど。

○山下伸二委員長

そこら辺のところを財産活用課でわかりますか。ほかの施設。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

申しわけございません。ちょっとほかの施設についてはどういうふうな——基本的には

借りたところに一回一回返すとは思っております。

○千綿委員

ちょっと変わりますが、時間840円という金額はほかの体育館を参考に決めたと言われましたが、今度、地域振興部に移管して平成31年4月ぐらいから一体的な活用になると思うんですけども、その金額は下がる可能性もなしじゃないですよ。例えば、合宿も誘致するとか——今まだ設定はされていないですけど、決まっていなくても、構想自体はそういった方向で今進んでおられるわけですけども、例えば、合宿されたところが時間840円で高いとなったときに、バルーナーズだけは840円を使っていて、これから先、いやいや、宿泊のときはただでいいですよとかになったときに、その840円が既成事実になってしまうんじゃないですか。そういう打ち合わせはあっていないんですか。

ほかの体育館条例をそのまま当てはめると言われましたけれども、今後のことを考えると、これは実績になるわけですね。新しい体育館の使用実績になるわけですよ。そうすると、全体的にあそこが宿泊施設も建てました、スポーツ合宿を誘致しようとなったときに、泊まる場所だった安くしよう。今のこの840円が基準になってしまうんじゃないかなと思うんですよ。というのは当時の企画調整部と打ち合わせとかされているんですか、ほかの体育館条例の840円を使いますよということで。そこはどうなんですか。

○山下伸二委員長

されていますか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その分については、担当者レベルですけども、打ち合わせはさせていただきました。バルーナーズのほうにも、今回は普通財産で財産活用課が持っている期間については、このやり方ですと。ほかの企業が借りられたときにもその説明はいたしております。

将来的には一体型で検討されますので、料金については変更がある可能性がありますので、それはそのときに調整してくださいということで説明はして、その当時の企画調整部のほうとも、担当者レベルですけど、こういう設定をするのでということでは話をしたところです。

○千綿委員

だから、それが企画調整部で今度受けるときに、その840円という部分が基準になってしまってもいいという判断をされて、そういう話になっているという理解でいいですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

ほかの施設の料金の設定とかは、その施設の減価償却とかを見られて、建物の建築の金額ですね、そこから減価償却とかも考えて、あと、消費税とかいろんなことも織りまぜながら検討されているという話も聞いておりましたので、一旦は、今回は相当前の建物、昭和51年の建物で、減価償却とかそこまでは全然計算もできておりませんでしたので、とりあえずは近隣の体育施設と同じような取り扱いをさせてほしいというふうな内規で動かさ

せてほしいということで起案を上げて、そこまで後に影響があるだろうというのは若干考えてはありましたけれども、企画調整部のほうには報告ということで言っていて、これですべてをもらうということで話はしていたというところまででとめておりました。以上です。

○古賀地域振興部長

簡易宿泊施設の附帯設備として体育館を使う場合には、当然、行政財産に所管がえをします。行政目的で使用するということになりますので、ほかの体育施設の料金が一つ参考になるというのと、もう一つは、どうしても他の自治体との競争というのも出てくると思いますので、こういった合宿施設でどれぐらいの使用料、利用料を取られているのかとか、それと、あとは管理運営会社の収支ですね、そういうのも含めて料金設定を改めて検討して、そして、条例を制定するなりすることになっていくというふうに考えております。

○山下伸二委員長

今、平成29年度の中で設定していく考えの中で、将来的にはその影響を及ぼすかもしれないけれども、そこについては両方でそれでいいでしょうということで、近隣体育館の料金を参考にして料金設定したということです。今後のことについては、どういうふうに設定していくかはまた今後のことになりますので、その点については決算審査から切り離しをさせていただきたいと思います。

済みません、図面はどうですか。

○財産活用課施設営繕係長

申しわけありませんが、本日どうも間に合いそうになくて。

○山下伸二委員長

図面申請していただいた野中宣明委員にお尋ねしますが、これがないと決算審査をやめられないでしょう。終われないですか。

○野中宣明委員

ないとだめです。

○山下伸二委員長

そしたら、きょうじゅうには無理ということですので……

○野中宣明委員

図面以外でさっきのことについてよろしいですか。

私、この前、同じ質問して、鍵はどなたが管理されているんですかということで、本庁と支所という答弁だったんですけど、チームが持っているということは初めて聞いたんですけど、これはまた先日と答弁が違うんですよ。初めて今ここで出てきたんですよ。これはどうなんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

済みません、あのとき私が聞いてお答えしたのは、鍵の貸す場所はどこなのかという感じで、財産活用課と富士支所と考えておりました、そういうお答えを差し上げました。

○野中宣明委員

もうめちゃくちゃになりますよ、こういうやりとりしていると。あのときは本当に使えるのかと。だから、鍵はどこが持っているんですか、あけ閉めはどこでするんですかという意図で聞いたじゃないですか。そしたら、本庁と支所と。チームって初めて聞いたじゃないですか。どうなんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

先ほども言いましたように、私の認識が悪く、受け付けで鍵を貸し出す場所については財産活用課と富士支所の総務課の2カ所という認識でお答えして、バルーナーズにワンセット貸していたというのは発言していなかったのは、そこまで含んでということは私が認識できていなかったということで、申しわけございません。

(「関連」と呼ぶ者あり)

○川原田委員

じゃ、その時点で貸しているということを何で言えなかったの。それが不思議でならない。供用開始して、やっているわけでしょう。じゃ、ワンセット鍵を貸していますよと何で言えないの。

野中宣明委員の質問の中で、それは質問の趣旨が違うと言われるかもわからんけれども、現にその時点で貸していたわけでしょう。だから、ころころずっと変わってくるから、前に行ったらまた戻る、前に行ったら戻るで、何日あったってできないなと思うところがありますよ。1つずつ片づけていけばね、じゃ、鍵は当然、今、供用開始しているんだから貸しているんだということを何で議会に報告できないのか。答弁できますか。

○山下伸二委員長

多分、答弁は変わらないと思いますね。質問されたのが、どことどこで鍵を持っているのかではなくて、地元の人が借りたいときはどこに行けば借りられるのかということに対して、財産活用課副課長は一般的に借りられるときは富士支所、もしくは財産活用課に行っていたら、そこで受け付けして鍵を貸し出しますよという答弁をしたと。だから、鍵をどこで保管しているのかというふうに受け取らなかったの、そこについては答弁しなかったというお答えをいただいていますので、それ以上は多分ですね、何でしなかったのかと言っても、こうだとしかならないと思いますので。

○川原田委員

現に貸しているわけでしょう。だから、今、貸していると。そういうふうな形で体育館の利活用をやっていますよと言えば、それで話は済むのではないのか。何でかな。答弁できないならできないでいいんだけどさ、そうしないと、この前の質問の中でこうなった、こうなった、こうなったで全然先に進んでいないような気がするんだけど。もういいです。答弁要りません。

○山下伸二委員長

多分、先ほどの答弁以上のことは出てこないと思います。

○野中宣明委員

そしたら、もう一回ね、再度シャワールームの件について幾つか聞きたいんですけど、シャワールームの使用は、きょう見た感じではお金を入れてするコイン方式じゃなかったように見えたんですけど、これは何なんですか、使用料とかそこら辺にはどう計画されたんですか、そもそも。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

シャワールームについては、鍵の貸し付けの願いをいただくときに、こういう施設もありますということで、借りたいか、借りたくないかで、借りたいということであれば鍵をお貸しして、その鍵を貸した1回につき1,000円——何人使われるか、ちょっと想定ができないものですから、1人使っても、10人使っても1回、そのシャワールームを使うということであれば、申請いただいた時点で1,000円をいただくような感じで設定させてもらって、いただいております。

○野中宣明委員

これは温泉なんですか、それとも、ボイラーで沸かされているんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

瞬間湯沸かし器のボイラー、ガスでさせてもらっています。

○野中宣明委員

要するにこの学校施設から近くに行くと、歩いてすぐのところに温泉施設があるんですね。旅館もあれだけ古湯温泉はありますので、以前、地域振興のためとか地域活性化とかいう話で言われていた中で、そうなる、そっちを利用されたほうがいいかなと、計画的にはそれを計画したほうがいいかなと思うんですけど、地元の方々はこうやってシャワー施設があるというのは知っているんですか。説明されたんですか、こういうのをつけるからとか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

ここまでのシャワールームも設置しているというところまでは説明はしていないと思っております。

○野中宣明委員

チームの関係者が相談に来られて、ちょっといつか忘れたんですけど、設計を変更されたということなんですけど、そもそもシャワールームはついていなかったと思うんですけど、これをつけることによって予算金額が幾ら上がったんですか。設計が変更されたんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

シャワーについては72万6,750円、そのほかにもいろいろついてはきますけれども、シャワールームだけといたら、これでツーセットが入っております。

○江頭委員

シャワー室を1回使えば1,000円と今言われたけど、鍵を一式持っているんですよね。シャワー室の鍵も。鍵の一式というと、そのシャワー室も鍵はバルナーズが持っているんですよね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

借り受け願書にシャワー室の使用についてありということであつたわけであつて、一番最初に話したときに、入り口の鍵とシャワー室の鍵を1つずつ貸しております。

○江頭委員

ということは、使用したかしていないかも自己申告ですよ。鍵を持っていたら、使っていませんと言われてもどうしようもないし、全て自己申告ですよ。何時から何時までと、9時から13時までやったですか、最近。前は10時からと言っていたけど、これも全て自己申告ですよ。というふうにとられても仕方ないですよ。鍵一式あるから。

○山下伸二委員長

使用時間は実績報告をいただいて、それで実際の確認はしていませんということやったですよ。シャワールームは鍵をつけています。シャワールームについては、時間ではなくて1回につき1,000円とおっしゃったですよ。そこら辺のところの確認は、この日はシャワーは使いました、使いませんでしたという確認はとられているんですか。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

基本的には実績表のほうで使っている——基本的にはバルナーズはシャワールームを使いたいということだったので、練習で使われた日は基本的に、実績表にも入ってはいますけれども、使われた日は全部使われていると考えて請求……

○山下伸二委員長

じゃ、その分も840円の時間貸しプラス1,000円は取られているということですね。

○財産活用課副課長兼財産活用係長

その分は取っております。

ほかにあれなんですけれども、野中宣明委員のほうから図面がないと決算審査を終了することができないという申し出があつておりますけれども、ほかの委員の皆さんも……

(発言する者あり)

ただ、仮に一旦ここで委員会を閉じて、あした再開するにしても、ちょっと議会運営委員会を開かなければいけないのかどうか分からないんですよ。

○野中宣明委員

ちょっと一旦休憩を入れてもらっていいですか。

○山下伸二委員長

そしたら、一旦また休憩を入れさせてください。仮にこのまま審査が続けられないという場合にどういう手続をとるかということ。皆さんにおかれましては、各会派の中で今後

どういふふうな方向性でいくかというのを調整していただいて、17時40分……

(発言する者あり)

議運は開かなくても大丈夫だそうですので、次、17時40分でいいですか。

(「18時」と呼ぶ者あり)

18時でいいですか。

(「もう18時にしよう」と呼ぶ者あり)

じゃ、18時に再開します。

◎午後5時22分～午後6時00分 休憩

○山下伸二委員長

それでは、ただいまより総務委員会を再開いたします。

まず、皆様にお伺いいたします。

資料請求があつておりました発注時の図面なんですけれども、執行部から答弁があつていますとおり、現在、執行部のほうではその図面については破棄してしまったというか、現在持っていないということでございます。

発注した業者側に、今、確認していただいていますけれども、あるかないかも含めて、まだ返事が来ておりません。確認はとれておりません。したがって、この発注時の図面がなければ決算の審査ができないということであれば、ここで閉じて、また出てきてからの再開ということになるんですけれども、その辺の取り扱いについて皆さんの御意見をお伺いしたいと思うんですけれども。

○千綿委員

ただ、あるかないかもわからんし、きょうじゅうにそれがわかるかどうかもわからんわけでしょう。

○山下伸二委員長

わかりません。

○千綿委員

例えば、あしたに延ばしても、あしたそれが出てくるという保証もないわけですよ。

○山下伸二委員長

ないです。

○千綿委員

ということは、非常に難しかとばってん……

○川原田委員

でも、進行の中であるということで発言されたでしょう。

○山下伸二委員長

いや、発言されたのは、今、佐賀市側では保管していないので、受注した業者側にあるかもしれないので、あればもらえるから、それを確認しますということで、ずっと今確認

してもらっています。ただ、現段階で業者側のほうにもあるかどうかの確認がとれていないという状況です。ですから、あるかもしれませんし、ないかもしれない。

まだ確認はとれていないですね。——まだ確認とれていないということです。ですから、出てくるかもしれませんし、なかったら永遠に出てこないということです。

○野中宣明委員

やはりこの金額、2,800万円の工事費で設計して、またプロチームのほうから変更の要望というか、設計変更までされた上でされていますので、やはりこの金額が適正かどうかというのを決算で私たちも審査していかなければなりません、議会としては。だから、やはり図面をもとに金額が妥当かどうかというのを知る必要があるというのは一般論でありますので、当然それがないと決算審査にはならないのかなという考えはあります。

○山下伸二委員長

ほかの委員の皆さんいかがですか。会派内で調整は……

○江頭委員

今、野中宣明委員と私のところも同じで、出る出ないは、きょうは待つてあれだったらここで打ち切って、それがなかったらなかったで、またあすいろんな質疑が新たに出るでしょうから、とにかくきょうはここで出ないというんであれば、あすに委員会継続ということでお願いしたいと思います。

○山下伸二委員長

ほかの委員の皆様もそれでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

それでは、これから引き続き発注業者のほうに確認をとっていただいて、発注したときの図面があるかどうか。改めて執行部側にもその図面が残っていないかどうか、確認してください。

あした再開は10時でいいですか。○山下伸二委員長

どこでもそうだと思います。ただ、それは冒頭のほうに出ていただいて、10時の委員会審査に間に合うように出てきていただくと。昼から表彰式ですから、それまでには終了したいと思っております。

それで、今、休憩中に市有財産の借り受け願い書が出ました。これが4月20日付です。4月20日付で出ています。ですから、これは決算にはなりませんので、これは資料として提出いただきましたけれども、皆さんから出た決算に関する審査についてはほぼ出たかなと思っています。したがって、あした10時から再開しますけれども、その再開した以降は、資料請求している図面が出てくれば図面に基づく質疑、それから、出てこなければ、出てこなかったことを踏まえた質疑ということを中心に行いたいと思っていますので、ぜひその辺はまた各会派で調整をお願いしたいと思います。

それでは、これもちまして本日の総務委員会を終了いたします。お疲れさまでした。